

第6回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成17年9月18日（日）午後1時00分

場所：STV北2条ビル7階 5号会議室

委員長 それでは第6回検討委員会を始めてまいりたいと思います。今日はこれまでの懇談会、それから出向き調査などでいろいろ知り得た情報を元に、これから作っていく中間報告の策定へ向けて、条例づくりの指針をみんなで議論していきたいと思うわけであります。考えてみますと最初委員会で顔を会わせてから今日になるまで、全体で子どもの権利ですとか条例についてのしっかりとした議論というのはあまりできなかった実態があります。そういう足りなかった部分を補うためにも活発な議論をお願いしたいと思うのです。昨日あたりに資料がお手元に届いているのではないかと思います。ちょっとこれを確認したいと思います。最初にお手元に送られてきた中にはA3版の検討資料、これは現状把握と課題提示、要望、提案等について前回の各部会の懇談会と、出向き調査、中間報告に基づいて整理しました。その中から今日の議論で、この右側のメモ欄となっている所が課題抽出の結果になるわけですが、これは現在のところ白紙でございます。それから子どもに関するいろいろなデータがございますので、このデータをまとめて頂きました。これはいじめですとか、不登校、それから虐待もそうかな。性感染症などの問題とか、札幌の子どもたちの数字であります。けっこうこういう数字を見ますと札幌的なものも出てきたりするのではないかと思いますので、皆様のご意見をあとでぜひお願いいたします。これらをお手元に配布して、今日はさらにアンケートの、まだ分析には至っていないんですけど、生の数字の部分だけ3点セットで作って頂きました。これについての、課長、現段階での説明はありますか。

事務局（課長） 現段階ではナマ数字の集計だけでございます。

委員長 そういふことでいいですか。この見方は見ればだいたいわかると思うのですけどね。それぞれの懇談会とか、アンケートを取った対象ごとに数字を出して頂いております。今日の資料としてはそれだけですが、子どもの権利条約との照らし合わせというのが大事だろうと思ひまして、条約自体は確かお手元に行っていると思ひます。今回付けましたのは去年の第2回国連の最終見解ですね。これは懸念して頂いたり、勧告して頂いた部分を全部まとめてあります。これと見比べながら札幌の子どもたちの実情をあぶり出すことができればと思ひます。それで時間も限られておりますので、どういう方向でいくかと申しますと、現段階で耳にしたところによりますと、例えば教育委員会、校長会の方からこの条例制定についてのご意見のレポートが出てくるようでございます。こういうのはいろいろな例えば市民団体があって、力

ウンターレポートとでも言うのでしょうか。そういうようなご意見は幅広く我々も聞きながら進めて行きたいと思うわけですが、多分これからいろいろな所で聞かれたり、議論されたりという中で、一番根本的なのが「何故今子どもの権利条例を作らなければいけないんだ」という、この議論は懇談会などの時からチラチラ出ているわけでありまして。このテーマについて我々しっかりと「かくかくしかじかだから条例を今我々は作るのだ」ということを、あまりぶれることなく、きちんとそういう質問には答えていかなければいけないと思うのです。考えてみますと、そういう議論というのもまだ我々の委員会の中でしてこなかったというのがありますので、最初にいったい今何故子どもの権利条例が必要なのだと聞かれた時に、皆さんが、どういう風に答えるかということ、ちょっとロールプレイを交えながら、私が皆さんにそういう意地悪な質問をしますので、何と皆さんはお答えになるか、そのようなことをやりながらはっきりした我々の姿勢を出していきたいと思うのです。それを最初の前段階で議論いたしまして、それから3つのテーマ、学校における子どもたち、家庭における子どもたち、地域における子どもたちと分けまして、それぞれの子どもの実情からいったい条例にどのような内容を盛り込んでいったらいいのかというあたりを、前は各部会ごとに報告して頂きましたけれど、これは自由闊達にご発言をして頂きたい。ここで何か方針をまとめて決を採るとかということではないのでありまして、それを踏まえて今度の間答申の粗々の素案を作って正副部長会議にかけながら、今回の検討委員会には中間答申の素案を皆さんの方に出して、さらに詰めていきたいと。とにかく時間が限られているので厳しいスケジュールなのですが、そういう方向で行ってみたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。こういう方がいいのではないかというご意見があれば、最初に聞いておきたいと思っておりますけれども、どうぞ。

○委員 否定するつもりは全くないのですが、前回それぞれの部会から提案といいますが、報告された中にいろんな提案事項があったと思うのですよね。それらについて先に議題に挙げておいて、そのことが抜け落ちないように議論した方がいいんじゃないかなと思ったのですが、いかがですか。

委員長 そうするとその辺の議題というのは具体的にはどうなりますか。

○委員 具体的にということであれば、例えば私たち親部会から出したことであれば、子どもの権利というものをしっかり議論する中で義務とよくワンセットにされがちですので、そのことについて1つ議論を深めてもらいたいということです。

委員長 何を深めるのでしょうか。

○委員 権利と義務というのがよくワンセットになりがちですので、そのことについての議論をきちっと深めてもらいたいということが1つ。それから「子ども

委員会」の設置をぜひこの制定過程の中に入れてもらいたいというのも提案しました。他の方でも「それは必要ではないか」という意見が2、3あったかと思っていますのですね。あと他の部会からも、「もうちょっとアンケートを取りたいんだ」という提案がなされていたかと思うのですが、そういうようなことが抜け落ちないように議題として挙げて、進めてはいかがかということですよ。

委員長

そうすると子どもの権利条例、何故条例かという、ただそれだけ出してもあるのです、その中身としてまさに権利、義務の問題、それから自由と責任ですとか、権利を与えればわがままになるとか、そういうようなことはよく言われるわけでありまして。ですからそういうようなことについてちょっと議論していきますか。そしてその中で、確かに今のところ「子ども委員会」というのは作られておりませんが、この間の話なんかでは条文がもう少し出来上がりつつあるような経過の中には、子どもたちにそれを議論してもらおうというようなことができないかということですね。条例案に盛り込むべき事項、それから検討委員会でやっていかなければならない問題はあとで議論いたしましょう。それからアンケートももっとすべきではないかという話があれば後半の所で少し議論いたしましょうか。

では、それはそれとして、なぜ今子どもの権利条例が必要なのかということ。ここの素朴な疑問に対してどうやってきちんと答えていくか。これは多分いろんな中間報告などを見ても、何故必要なんだというあたりは総論で必ず触れなければいけないし、そこがしっかりと書かれていないと説得力がないということにもなりますので、ここはみんなで共通の認識を持ちたいと思うのであります。よく言われたのは「今の日本の子どもたちは十分権利が保証されていて、これ以上何を保証するというのだ」と。「必要ないのではないか」ということをPTAとの懇談会なんかでも、出ておりましたね。早速口火を切って頂くために、Cさん、あなたは例えば子どもの権利条例市民グループもやっておられますね。ずいぶん子どもの権利に深くこだわっているようではありますが、何であなたはそんなに子どもの権利にこだわるのですか。

C 委員

子どもの権利というものの理解の仕方がそれぞれの人によってだいぶ違うのではないかなと思うのですね。ですから権利というのも「子どもはもう充分権利は保証されている、何を言うか」ということをよく言われるお父さんやお母さんにお会いしますけれども、その権利の定義というのが非常にある意味では難しいのかなと思っています。私はたまたま職業柄ですけれども、高校で教師をしていますので、子どもと触れ合うというか、日常的に接しているわけですが、何か子どもが萎縮していてなかなか自分の意見を言えなかったり、あるいは、少し過保護な過干渉の親と言ったらちょっと言いすぎで

しょうかね、過保護とか過干渉の親で、何でもかんでも親が決めてしまって、子どもがなかなか自分は本当はどうしたらいいのかもよくわからないで、圧倒的に親がすべてのルートを決めて行くだとか、そういうような状況はよくあるんじゃないかなと思うのですよね。国連の勧告でも出されていますように、過度に競争的な学校教育のシステムですか。これは本当に感じますね。勉強、勉強。塾、予備校、そういう中で子どもたちはあくせくして、決してのびのびとはしていないのではないかと。そういう風にも思います。そういうのを見ていると少しは何かしたいな、もうちょっと何かならないかという気持ちがあるから少しこだわっているというところです。

委員長 札幌の子どもたちが幸せだなという状態であれば、多分こんな条例なんていうのは作ろうという気にはならない。作るからには、作らなければならないという、子どもたちの実情が皆様方それぞれのお立場、お仕事からで感じになって、それで公募なさって来たんだと思います。Dさんはいかがですか。あえてこの条例制定に関わるということになったというのは、相当な、子どもたちの現状に対する深い憂慮があつてのことではないでしょうか。

D委員 うまく説明できないかもしれないのですが、子どもは当たり前前に生きているというか、育っていくものだというような思いでいたのですが、近年だと虐待があつたりとかで、自ら親が我が子をそういう風にしてしまつたり、食べるものを与えないとか、そういうことがとても私としては悲しかったのです。それとやはり身近な環境がとても変わっていて、公園でも安心して遊べないとか、そういう状況が本当に、札幌は特にそうだと思うのですが、学校にいても安全じゃないとか、そういうところが子どもたちを守っていかなければいけないという、私、親としてですけども、そういう意味でこれから生きていくためにもっといい方法が必要だなと思って、ここに参加しました。

委員長 最初権利というものをどういうものとして捉えていくか、捉え方にそれぞれいろんな違いがあるのではないかとこのことを言われましたけれども、Aさん、そんなに権利というのは難しいものですか。あまりかっこいい回答をするというのはやめにしてやりましょうね。

A委員 言葉で説明するとすごく難しいですけども、私なんか職業柄侵害された時に初めて権利の大切さがわかるので、どういうところで侵害されて、どういうところで意見が言えないでいるのかということに、もっと光を当てられたら、もう少し子どもたちが主体となっているいろいろな所で元気に活動できるのかなと思うので、切り口を少し変えたとするとどこが侵害されているかというか、どこが痛んでいるかということに光を当ててみると、あまり権利、権利というところが一人歩きしないでいいのかなという気はします。

委員長 そうですよね。権利をよく思わない人たちっていうのは、権利というものの

中にいったい何を盛り込んでいるのかがわからないまま権利を批判する向きがありますよね。私なんか前から言っているように、CAPの森田さんが言っている権利というのは子どもたちが生きていくのに必要不可欠なもの。自信、安心、自由という言い方をしています。あの言い方というのは語る時には非常にわかりやすい。表現の自由がありますとか、意見表明権がありますとかって言い始めると「何、それ」ということになりますけれども。基本的に人権というのはそういうものなのだと。生きていくために必要不可欠なものなのだという、この捉え方はここでも共通に了解できるのではないかなと思うわけですよね。そうするといろいろな場面で、例えば、権利、権利と言われると子どもたちがわがままになるとか、今の学校が何とかなっているのが混乱してしまうというような、ご心配をされるわけですよ。決してそれは特別な感覚ではないようなのですけれども、現役の先生としてどうですか。

M 委員 例えば具体的な例を挙げまして、学校の中でいじめがあったとしますよね。それでいじめている、実際に暴力をふるったり、授業妨害している子どもにも子どもの権利というものはありますし、それからいじめられている子どもにも子どもの権利というものはありますよね。そういう1つの実際の場面で拮抗する場面があったり、それから両方をどうバランス取りながら、解決していったらいいのだらうという場面があった時には、とても難しいのではないかなと思うのです。生活指導上の子どもの問題が出た時にも、例えばその子ども1人の権利、それからそうではない考えを持っている子どもの権利という風に、言葉で言うと権利というものなのですからけれども、その状況、またはそういう状況に至る過程の中で、当然そこで実際に指導に当たっておられる先生はすべての子どものことを考えて、すべての子どもが満足するようという視点から立っていくと、うまく学校現場の中で教育上スムーズに進まない点が出てくるのではないだろうかという風に考えられると思うのですよね。ただ、今、私たち委員の中で考えているのは、そこまでのレベルでは考えてはいないと思うのです。そういうある問題が学校現場で起こった時にそれをどう使っていこうかというものではなくて、もっと基本的に、今当たり前のようにある子どもを大事にしようという考えは、今も当たり前のこととして空気のように、皆さん、持っていらっしゃると思うのですけれども、そこを改めて共通認識していこうというところにあると思うので、ちょっと視点が違っているのではないかなという考えはあります。伝わったでしょうか。

委員長 権利を言う前に義務だ、義務だと、義務を教えないと混乱するという、そんな権利と義務のワンセットで確かに物事を語られることが多いのですけれども、Kさん、いかがでしょう。権利を言うと学校は混乱しますか。

K 委員 私は現場におりますけれども、そんなことは一切考えたことはないです。私自身はそれよりも実際に今学校の中の部分もそうですけれども、よく言われる地域

の中の学校であり、家庭であれば、ただ子どもたちの部分だけじゃなくて、実際にそこにいろいろな地域の方々や、あるいはそれぞれ保護者がいるわけですし、今のように価値観がすごく多様で、昔のような感覚で現場でのいろいろな教育は難しいというのが実態です。私は権利についてもきちっと学校で教えていると思います。子どもたちだけではなくて、保護者の皆さんであるとか、地域であるとか、社会がもっとこのことについて、たくさん興味を持たれている方もいるのでしょけれども、それがもっと一般化というか、我々の中に根差すような1つの大きなきっかけになることが今私たちのやっている大事なことでないかと思うのです。ですから「権利条約を知っていますか」といったら「何%です」とかって、確かにそれは数字としてはそうかもしれないですけど、こういった現在の保護者の皆さんも、地域もそうですし、子どもたちの抱えている部分もあります。実際に現場にいましたらいろいろな家庭もありますし、私は子どもたちはいきいきと生活していないとは思いません。多くの場合、そういう生活ができていますのでしょけれども、でもやはりいろいろな家庭に問題があったり、それぞれの中で抱えている部分は非常に薄っぺらなものではなくて、非常に深い問題点がきっとあるんだろうなと。そういった中で子どもたちが生きているということも、我々はやはりもっともっと多くの人に知って頂くということで、これを1つのきっかけというのはおかしいのですけど、この中から多くの方に、やはり学校現場にしても、子どもたちのことについてもっと真剣に考えていかなければならないと思う。今はそういう時代ではないかと、私は考えています。

委員長 確かに子どもだけの問題じゃなくて、地域、社会ということは、我々大人の問題としてもこの子どもの権利ということを考えていかななくてははいけない。多分子どもの権利のことを大人が考えていけば、子どもの方からのメッセージで、子どもを幸せにしたいと思ったら、大人が幸せになって下さいというメッセージをくれたケースがどこかで報告されておりましたけれども、子どものために何かしてやる、だから子どもの権利条例なのだという視点ではいけないのではないかという感じはそこはかと、最近私もしてまいりましたですね。Nさん、その辺どうでしょうか。「何故今子どもの権利だ」と言った時にいろんな切り口があるかと思いますが、子どもの問題もさることながら我々大人の問題としてもこの子どもの権利というところから考えていくことができるのではないかという。

N委員 はい。そうですね。急に子どもは大人になるわけではないのだから、生まれて成長していく過程の中で、やはり最低限のマナーとか、思いやりとか、そういうことの延長上に権利があるのではないかなと思うのです。だから家庭でも教える、学校でも教える、地域でも教える。みんなが教えていく中で、教育の中でももちろん取り上げてほしい。そうなるといじめもやってはいけ

ない、不登校も「やっぱり学校には行こう」とか、そういう成長の過程で教えていくことが私は大切だと思います。今、子どもが子どもを産んでいるケースが多いですね。私、主任児童員をやっています、「こんなにすてきな女性がいるのに何で子どもを産まないんだろう」という女性が私の周りにたくさんいるのです。正直言って、せっかく女性に生まれているのだから、子どもを産んでほしいなという願いは持っています。だから子どもが子どもを産むのではなくて、そういう女性がたくさん増える、社会全体でそういう環境を整えてほしいなと。こういう言葉があるんですけどね、「ゆりかごを動かす手は世界も動かす」。どこかで聞いたのですが、それだけ子育ての事業というのは大変なことなのですよということを再認識して、そして成長の過程でみんなが子どもたちを支えていく社会、そういうのがあればすごくいいなと思っていますけれども。だから大人がまずそれを認識して、そして小さい時から、今子どもたちを育ててたら20年後にその結果が出るかもしれないけれども、そうやってやらなければステキなお父さん、お母さんというのはだんだん減っていくのではないかなと思っています。

委員長

そうですね。今ポッと、今まで権利も教えてこなかった状況の中で「君たちには権利があるんだよ」と言っただけだと、これはとまどいも混乱もあるかもしれないけれども、今おっしゃったように子どもを育てていく、小さい時から育てる側の大人の方が、親の方が子どもの権利に関する深い理解がなければダメなのでしょうね、やはり。ですから子どもの権利の問題というのは、かなり長いスパンで物事を考えなければいけないのだけでも、なかなかそうは考えてもらえない部分があって苦労するわけです。今のNさんのお話は大変示唆的ではないかなと思いますね、この問題を考えるにあたって。だから子どもをそうやって育てていくのだから、親の方にきちんと子どもの権利に対する認識がなければ、子どもは育たないのではないかという、そんな感じはつくづくいたしますね。子育ての話になると、Bさん、今のNさんの話と当然、こうつながるような子どもの権利の話という風にスツとリレーでいきませんか。

B 委員

ごめんなさい、ちょっと議論についていけないというか、何が論点なのかよくわからなくて、何を話せばいいのかがマイクを振られてもわからない部分が出てきたのですが、逆に何で子どもの権利なのかというところに戻すと、私はその子どもの権利というものの定義じゃないけれど、これも多分私がかどこかで聞いたり、見たりのだろうけど、その子なりがりのままで、そのまま受け入れられるという状態だと思っています。大人というのは、ここの権利条例を作っていく委員であるとか、札幌市の立場で考えるところと、家に帰って一お父さん、一お母さんになった時に子どもと対する時ではやはり多少個人個人の温度差が出てくるのだろうなというのがあって、それが家

に帰っても検討委員のような立場でというのは、それは日常生活のところでは難しいわけで。だからこそ、自分たちが私たちも人間なので日々の生活の中で、価値観なり、子どもと接している時の揺れ動きの中で「やっぱりこれはいくら何でも親としてこれはいかん」というのが、自分自身の中で振り返りもできるという部分で、そういう権利条例なり、条約なりというのが必要なんだろうなと思います。あと私の仕事でいろいろな子どもたちと接していく時には、虐待なり、ネグレクトなり、事件として社会問題化してくると、それは貧しい国の貧困の子どもたちと同じように皆ある程度オーケーをもらえるのだろうけれども、そうじゃない虐待というカテゴリーにもまだ入らない、最近不適切な養育環境ということで、マルトリートメントと言われているけれども、やはりかなりシビアな形で子どもたちが生活しているということにも、目を向けていくことが多分この権利条例を作っていくことで、私たち大人の意識なりを、大人だけに限らず子どもたち自身も「自分がここに生まれ育ったからしかたない」という意識ではなくて、もっていけるようになるのかなと思っています。話の流れに乗っかってないかもしれないですが。

委員長

いやいや、乗っているのですよ。何故子どもの権利、テーマ自体が抽象的になってしまって恐縮なのですが、全部皆様方の仕事とか、体験に引き寄せて今必要なのだということ語って頂ければ、それはもう十分なわけなのであります。今の発言を受けていかがでしょうか。Jさんはお仕事で子どもと接する機会が多分多いと思うのですけれども、そういう中でこの検討委員会に入られたということは深い思いがあつてのことだと思いますけれど、必要ですか、条例は。

J委員

必要ですかと聞かれて、そうじゃないと言ったらこの場から帰らなきゃいけないのかなと思うのですけれども。実は検討委員に応募した段階では、子どもの権利ということに関しては疑問符がいっぱい渦巻いていたのですね。ですからやっていく中で自分自身ももっとこういうことについて勉強しなければいけないんだという思いで参加しましたので、その疑問符を1つ1つ取り除いていけたらいいなと。そしてその先にいっぱい皆さんからお話が出ているように、子どもの幸せを考えるにあたってもしかするとこれが1つの助けになる人もいてくれれば、虐待でもし手を出すとか、そういった時に「ああ、これがあるんだ」と頭に思い描いた時に、ちゃんと子どもの言うことを、あるいはちゃんと子どもの目を見て話をしようとか、子どもの目線を大切にしようだとか、という風に考える1つの助けになれば、私たちのこの取り組みが非常に意義のあるものになるのではないかと。例えばいろいろなデータで、悪いデータがあっても、これがあることによって少しでも貢献しているだとか、その逆に幸せな子どもがいっぱい増えるだとか、そういう風なことになってくれたら非常にありがたいと思います。これまで子どもの権利条例

に携わってきた、6月に来られた喜多先生の話だとか、山梨学院大学の荒巻先生の話だとか、直接聞くと非常にわかりやすい話が、耳障りのいい話が私の頭の中に入ってくるのですが、では実際、今回子ども、中学生・高校生と懇談会を開いたりだとか、聞き取り調査に行く中で、またそこでいろいろ自分の葛藤ができて、混乱して、またそれを整理している最中なので、また今日いっぱい皆さんからお話を聞いて、少しでも自分の頭のかみ入ったヒモをひもとければいいなという気持ちでいっぱいです。

ただその中で、懇談会の中で、先日もちょっとお話ししたかもしれませんが、中学生の子ども、高校生もそうですが、我が子も小学生ですが、大人のことを実によく見えています。行動もそうですし、本当によく見えています。ですから大人の言っていることを全て正しいと思っている子は、今はいないのではないかと。逆にダメなことを何で大人はするのだろうと。アンケートでもタバコを止めてほしいという切実なる子どもの意見も聞きましたし、信号機を渡らないお父さん、お母さん。自分たちだけ守れ、守れと言われて、それは自分たちのためだからと言って押し付けるのだけれども、ルールを守らない大人がいっぱいいるじゃないかと。中学生、高校生からも言われました。もっと大人がしっかりしてほしいと言われましたので、その作る過程の中で、子どものことも考えるのだけど、同時に大人のことも考えなければいけないのではないかなと今感じながら、今日まで来ております。質問の回答にはなっていないですが、そんな風な思いで今一生懸命やっております。

委員長 それではEさん、それからLさん、Pさん。あなたたちが子どもだということで、ここのメンバーになっているわけですがけれども、迷惑な話しですかね、こういう子どもの権利条例をどうにかしようという大人たちというのは。どういう風に思いますかね。子どもの権利のことを考えようという集まりですよ、これは。その中に入れてみて、子どもとしてどう思いますか。

E 委員 私はこの委員会に入れてもらったのは、高校の1年の冬です。何て言えばいいんでしょうね。質問の意味をもう一度。

委員長 子どもの権利は、大事だから条例を作ろうという動きですよ。そんなもの作ってもらったって余計なお世話だというものなのか、そういう子どもの権利なんていうのは親が、大人が気がついてくれるというのは子どもにとってもけっこうな話だということなのか。今、子ども真っ最中と言われるあなたの年齢から見たら、この動きについてはどういう評価になりますかね。考えになりますかね。

E 委員 私は子どもの権利条約だとか、条例だとか、そういうことを中学校の時からずっと興味があったのです。というのは中学校2年生の時、歴史の授業で、私の尊師といいますが、U先生という方がいらっしゃいまして。

委員長 尊師？何か聞いたことがあるような。尊師が何ておっしゃいましたか。

- E 委員 恩師ですね。
- 委員長 普通は恩師って言うんだよね。尊師と言われたのでドキッとしてしまいました。いいですよ。
- E 委員 その方が1時間、権利条約の授業を。今、子どもたちがいっぱいいるけども、世界にはたくさんの子どもがいて、でも子どもたちはみんな同じ生活水準で生きているわけじゃないですし、国ごとに格差があるのだと。それで子どもの権利条約を作ったのだけど、作ったからといって特に大きく変わったわけではないのではないかとということで、不安を感じているのだよということを生先生はおっしゃって、私は非常に感銘したわけでありまして。そのまま何で格差があったり、子どもたちが不幸になっているのか、それが非常に気になって答えを出せないまま高校に入りまして、今高校2年生ですけど、1年生の時に世界史の先生だとか、政治経済の先生だとかに聞きまして、それでも明確な答えは出てこなかった。それで冬頃に子どもの条例の話が持ち上がってきまして、「やってみないか？」と。それで、もう2つ返事で。だから子どもの権利条約は、私はちょっとうまくは言えませんが、条約がどんなものかというのは一通り見てはいますけど、そんなに理解しているわけではないですから。それでもやってみる価値はあるだろう。この後何て言えばいいのでしょうか。
- 委員長 やってみてきて、何か今までの疑問に対する回答へ向けて、少しは何とかなりましたかね。
- E 委員 そうですね。今、まだこれからだと思いますけども、5回、6回とやっていくうちに、懇談会もやってきましたから。いろんな意見を持った方々がいますので。必要だとか、積極的に必要だと言っている人もいますし、必要じゃないよと言っている人もあったのですけども、必要じゃないと言いながらもやっぱりそういう子どもの権利だとか、そういうものに一応興味、関心を持っているんだなということが、私はちょっとわかったので、やはり私はあった方が。たとえそれが大きな効果をもたらさなくても、あるべきだとは思いました。
- 委員長 それはそういう大人たちの啓蒙のきっかけにもなるし、ということかな。ありがとうございます。いい先生に巡り会えると、子どもたちは目を開くのだね。Fさん、そうなのですね。やはり大人って大事ですね。この問題を考えるには。と言って、サッと振ってしまうわけなのですけど。何かいかがですか。
- F 委員 私は懇談会だとか、出向き調査の中で、今子どもの権利条約の中で言われている子どもの最善の利益という観点で言っても、日本の子どもたちは本当に幸せなのかというのは随分考えさせられるのですよね。例えばこの間フリースクールの所へ行った時に、ある小学生の男の子が「学校自体が大変なんだよね」というのをポツツと言ったのですよね。それは彼だけの言葉ではないのだと思うのです。一見、子どもを見ていると、みんな元気に学校に来ているし、遊ん

でいるし、という風に見えるのですが、その子どもたちが大変なストレスを実は抱えているのだと思うのですよね。私、教育相談もやっているのですが、最近増えてきたのは、中3の親たちの非常に大きな不安を抱えた相談です。それは子どもがちっとも勉強しないのだと。このままでは希望の高校に入れないけど、どうしたらいい、というような主旨なのです、最初は。でもそれをずっと聞いていると、実は親たちが今の受験競争というか、そういう体制の中で、本当にこれでいいのかなという不安を抱えていることなのですよね。だから子どもをどうするというよりは、自分がいったいこれから先、子どもをどんな風に育てたらいいのかという不安が片方にあると思うのですよね。だから子どもだけではなくて、大人たちも大きな不安を抱えているのではないかと。子どもの権利条例に必ずしも賛成的でない意見が懇談会の中ではありましたけれども、子どもの話をしていくと、それは子どもの問題というよりは大人の問題、社会の問題というところでは、かなりの部分が一致するのですよね。そういう不安を抱えていることを、子どもの権利条例を作ることで大人たちと一緒に子どもの未来や、大人の未来を考えていくということのきっかけには十分なりうるのではないかなと思います。

委員長 そうですね。大人自身が不安なのですよね。今どうやって生きていっていいかというのはね。Lさん、どうですか。子どもの権利条例を作るということに関わってしまったわけですが、ご自身から見て、この子どもの権利条例、条約、これについて子どもの目から見て、やはりこういうものを作ってしっかり日常生活に具体化してもらわないと困るというような思いはありますか。

L 委員 正直に申しますと、子どもの権利条例というものを作ってどうなるのかというのが、私はまだよくわからないものですから、正直この権利条例を作って、私たちの生活がどうなるのかって言われたら、変わるのか、変わらないのかよくわかりません。勉強不足なものですからよくわからないのですけれども、どうなのでしょう。正直何もわからないのが、本当なのかなと思います。全然偉いことは何も言えないので、本当に、本当にわかりませんね。

委員長 いや、いいんです。誰しもが最初からわかっていたわけではありません。あなたの場合だってあと何年かすると子ども期が終わってしまっていて、大人になっていくわけでしょう。そういう時に子ども時代に子どもの権利というものを十分大事にしなければいけないのではないかということについては、今のあなたとしてはどう思いますか。

L 委員 もちろん権利というのも必要だと思います。その権利を作る上で大人も変わらなくてはいけないというのもそうだと思うのですが、子どもたちもその権利条例を作る上で変わっていかねばならないのかなと思ったりもします。勝手に、自分のことをさておいて権利だ、権利だと言ってしまふ、私の周りの友だちにも多いので、まず自分を見つめ直して。自分で権利があるという

ことをわかっていない子どもたちが多いのかなと思ったりはするのですけれども。大人ももちろんそうですけど、子どもももう一回見つめ直して、自分のことを見つめ直して、権利というのをお話しして頂きたいなと思ったりはするのですよ。

委員長 子どもたちに権利だということを教えると、わがままになってしまって、收拾がつかなくなるなどという心配をする大人たちもいるのですけども、それは子どもに対する何か不信感がそう言わせているのだらうけども、やはりそんなものではないのではないかと思うのだけど。

L 委員 もちろん権利は必要だと思うのですが、正直私たちの周りを見てみると、自分のことはさておいてというのがけっこう多いような気がするのですよ。あっちの子がどうだ、こうだと言って。もちろん権利は必要だとは思いますが、やはりそこは権利がある前に自分たちを見つめ直すということが必ず必要なのかなと私は思います。

委員長 わかりました。Pさん、いかがです？子どもの権利、権利というのではなくて、子ども自身の口からもっと自分たちの足下を見て、自分たちを見直すという発言が出て、一瞬どうしようかなと思ってしまうのですけど。

P 委員 私もLさんと一緒に、今子どもの権利条例を作ってどう影響するかはわからないのですが、私自身としては作ってほしいというか、ちゃんとできて、子どもの権利条例があるということを大人たちというか、子どもを支えているであろう年配の方たちにちゃんと理解してもらいたいと思うのです。私も今学校へ行っていて、最近ちょっといやな思いをしたので、その先生にも子どもの権利条例のことを言おうかなと思ったのですが、私もやはり子どもというか、行事があって「お前ももう社会人なんだから」と怒られたのですが、でも私、こっちの活動をしていたらまだ子どもだということやっていたので、いろいろあるのですが、でもちゃんと作ってその先生にもこれを理解してもらいたいと思います。

委員長 どういうことだったか聞きたくなってしまうわけなのですが、あまり具体的に言いにくければ。あなた、今高校何年？

P 委員 2年です。

委員長 ですよ。自分の中学、高校生活を振り返るとやっぱり相当ストレスで苦しくて辛い日々だったのですか。

P 委員 毎日というわけではないのですが、やっぱり少なからずあったと思います。

委員長 少なからずどのあたりで辛いものなのでしょう。

P 委員 中学校の頃はいじめの対処の仕方先生にちょっと不満を持ったり、高校生になったら社会人になるということで、最近職場体験があったのですよ、学校で。そのことでちょっと怒られまして、それが何か私だけの責任になってしまって、それで何かちょっと。私がどうしたらいいかわからなくて、先生に指示

を仰ぎに行ったら「お前ももう社会人になるんだから、自分で考えろ」とすごく怒られて、それで私もまだ子どもなんだよと。それでそれは一件落着だったのですが、もうちょっと支えてほしかったなという不満はあります。

委員長 ありますね。都合がいい時は「君たちは子どもですよ」と言いながら、都合が悪くなると「いや、大人だから自分で考えなさい」と言ってしまうこの大人のいやらしさというものがね。Lさんも日々の生活の中で感じているところがあるのではないですか。やはり学校との関係の中での問題の方が大きいですかね。

L 委員 そうですね。やはり先生がたまに大人なのか、子どもなのかわからなくなってしまいう時があるのですけど。

委員長 先生が子どもか大人かわからなくなってしまふ。

L 委員 何か正直、私も生徒会をやっていて、けっこう先生との関わりが多くなっていくと、その先生、先生によって価値観というものが違うので、どの先生に従っていいのかよくわからないというのが実情で、先生方の中でも仲がいい先生と、仲が悪い先生ってもちろんいるのですけども、そういうのに振り回されてしまうのはいやだなというのは、正直この間仕事をしていて思ったのですよ。

委員長 中学、高校、ずっと競争が厳しくて、その中でストレスで大変だったというようなことは、あなたの場合はあるのですか。

L 委員 こういう性格なものですから、あまり競争しない、闘争心がないものですから、あまり競争してというストレスはないのですけど、やはりわからないうちにストレスが溜まっていくもので、わけのわからないうちに爆発してしまう時があるのですけども、きっと子どもたちと接している時に何かあったり、先生と接している時に、訳のわからない先生に何か言われたりとかすると、むかつくなって言ってストレスが溜まっていって。

委員長 大変だよな、やはりね。でも今言ったように子どもの権利ということは、学校の場合であれば学校の先生がきちんと理解して、子どもたちに対応してくれれば子どもたちの方も何かいいような感じですね。Hさん、いかがですか。大人のための子どもの権利条例というのかなりあるのですか。

H 委員 私は地域でいろいろなことをやっているものですから、特に毎日のように見回りというか、夜9時から10時まで週に半分以上やっているのです。一番目につくのは高校中退の子とか、無職の子がいつもたむろして。主にやっているのはJR八軒駅なのですが、あそこは無人駅ですから、電気がついて12時半まで。電気もストーブもありますから、けっこう溜まりやすいのですね。そこで溜まったら、警察に苦情が行き、警察から「頼むから巡視してくれ」と言われて、いつも町内会とか、何かで巡視はしているのです。子どもたちとはよく話をするのです。「おじさん、帰れ」って言ったら、「おじさん、話したいから、話しようや」というので、ずっと話しているのですが、せっかく生まれて、ああい

う子どもたちは何にもしないてただブラブラして、親の世話になって食べているというのは、本当にもったいないというか。少し話したら、「それは学校の進路に対する教育が悪いからだ」と言われたけど、まさにそうかなと思っていました。私も中学校でしたから、部活を通しながら、子ども作りを一生懸命やってきましたけれども、例えば先生がいなくなったらサッカー部を潰すとか、野球部を潰すというので、反対運動とか何かでだいぶやられましたけれども、どここの学校に行くと野球や何かはできるよとか、あそこは専門の野球のグラウンドがある学校だから必ず野球ができると、先生はそういう風に聞くから、どうしても野球がやりたかったらその学校へ行きなさいとか、そういう風にもう少し学校の制度も変えるとか。

あとイギリスでやっているように13歳で、1年間に1人に5時間か6時間かけて、進路相談をきちっと専門のカウンセラーがする。それから必ずどこかに就職して2年ぐらい経ってから、自分にはどんな職業が向いているかがわかってから、大学に進学するとか、そういう教育制度というものを日本でもぜひこれから考えていかなければいけないと思っているのです。そんなことも子どもの権利条例の中に入れて、それに近づけて少しでもニートとかフリーターの出ないような社会づくりというか、そんなことも課題なのかなと思っています。保護司もやっていますから、当然今2人から3人を持っているのですが、みんな少年ばかりで、みんな高校を中退して、ただブラブラして、結局万引きしたり、恐喝したり、強盗をやったり。そんな子ばかり持っているから、なお身近に感じて、そういう教育制度を含めて、札幌独自の健全育成というものが、どこかにそういう精神があって、それに近づけるように札幌市が少しでもなればいいという願いも込めて、育成委員から「誰か委員に立候補してくれ」と言われたので、そういう願いもあるので「私、やるかな」と思ってやった話です。真剣に理念を持ってぜひやろうということではなかったのですが、たまたまそういう願いが強かったものですから、これからもあちらこちらに働きかけていながら、ぜひそういうこともこれに盛り込めるといいなと。そういう意味では進路がきちっとしていれば、今、この資料にあるように高校中退というのは全道で3000人ぐらいいますよね、そんな風にならないような教育というか、進路相談というか、そういうのをぜひ札幌では前進的な意味で作れば大変嬉しいと思っています。以上です。

委員長

やはりそうですね。考えていくと学校教育の問題の所にだんだんと話が集まってまいりますけれども、小さい時から大人が子どもにこの権利を強調する形で、子どもに接していくことの重要性というのがこれまでも出てきているわけですが、どうでしょうか、Iさん、Rさん、それからSさん。もうちょっと高校生とかではなくて、小さな子どもたちの実態から見て、親たちが、大人たちがそういう子どもたちに接する時の子どもの権利という視点の重要性み

たいなもの。きっとその辺りがお感じになられるから、この検討委員会にも参加して頂けているのではないかと思われるので、ちょっとお話お願いできませんか。

1 委員

テーマを与えられると大変難しくてあれなんですけど、そのテーマは最後にして。私は放課後の子どもたちに接している仕事なんですけども、やはり学校、その前からそうなんですけども、学校5日制になってから特に放課後子どもたちが帰ってくるのは遅くなったし、それから疲れ果てて帰ってきて。昔私たちが子どもの頃は放課後その辺の野原を駆け回って遊び回るといのが子どもの放課後の姿だったのだけれども、なかなかそうはいかなくて、本当に疲れ切って「ただいま」と帰ってきてカバンを置いたら、そこに寝そべってしまうとか、隅っこにいて本を読む。本を本当に読んでいるのか、そういう空間がほしいのか、そういう実態が子どもたちの中に見ることができるのですよね。そうするとさっきも学校教育の問題が出ていたのだけれど、やはりすごく学校教育の競争の問題だとか、そういうのがすごくあるのかなと思ったりして。でもそれってすごく大きな課題で、私たちがちょっとやそとで、どうこうするということができないというような感じがしたり。あと学童保育の問題などで言えば、子どもすべては一般児童なのだけれども、その子どもたちの中には親が働いている子どももいれば、障害のある子どももいれば、いろいろな環境条件を抱えている子どもたちがいるのだけれども、ともすれば一般児童として扱われてしまうというような。お金がかかるから、この間の養護学校でしたか、行った時も遠くから通わざるを得ない。そこしかないから、そこに通わなければいけないとか。いろいろ問題を感じるのだけれど、そして子どもの権利条約と照らすと違うのではないかなと思うところはあるのだけれど、それが何かすごく大きな課題で、なかなかどこにどう言っているのかわからないというのがありました。では、札幌の子どもの権利条例を作るということになれば、札幌の実態からそういうことって考えていけるのではないのかということで、今まであまりにも大きすぎて考えきれなかった問題がフッと身近になって考えることができるかなということで、参加させてもらったんですけど、やはり行政施策と基本的な考え方というところではすごく難しさを感じて、では作る時ってどっちの視点で作るのかなとか、具体的に行政施策にどう関わっていくのかなということでは、本当にいまだにわからなくて自分はどうしていったらいいのかなというところで、いろいろ揺れ動いています。それから親の問題というか、やはり親はさっきも出ていたのだけれど、どう子どもを育てていけばいいかわからないという不安をものすごく持っていて、学校の先生に「お宅の子どものこういう成績ではどうしようもないですよ」と言われると、ものすごく不安になって、学童に来て指導員に「あの塾に行かせた方がいいんだろうか」と相談するというような形で、随分親たちは揺れ動いていますよね。そういう意味では本

当に親も含めて、私たち大人が基盤に立つ子どもの見方が1つ出来上がると、それに教条的にそれだけをやめるわけではないのだけれども、見方みたいなのが1つまとまっていくとすごくいいことなのではないかなと思っています。

委員長 なるほど。子どもの権利条例自体が、子育てに不安でたまらない親たちへの、1つの方向性を示す羅針盤みたいなものになってくれることの意味ということなのかな。では、Sさん、お願いします。

S委員 先ほどから児童虐待の話が出ていたのですが、私は児童虐待の最前線で働いているものですから、虐待を受けている子どもたち、あるいは虐待をってしまった親たちということの実態に触れています時に、やはり子どもの権利というのは守られていないなという実感がいたします。それで特に小さい子どもですね。子どもの権利条約というのは、子どもが権利の主体であるというところに大きな意味があると思うのですけれども、なかなか小さかったり、それから自分でその権利を行使できないという存在だと思うのです。そういった意味では子どもたちの権利をきちっと守っていく社会というのでしょうか、そういうことを作っていく上でもこの権利条例を作っていくということは意味があるのではないかなと思うのです。確かに社会サービスとか、福祉から保健からいろいろなサービスというのがあると思います。あるのだけれども、なかなか全体的にはそういう権利を守るという意識がまだまだ低いのではないかなと思うのです。正直言って、権利条例ができたからといって虐待が少なくなるとか、個々のケースが解決していくものではないとは思いますが、未来の社会という意味で、子どもの権利を守っていく社会づくりができていくことにつながるという意味でも、大きな意味があるのではないかなと私は捉えています。以上です。

委員長 そうですよ。この札幌市の子どもの権利条例で、子どもの問題に対する札幌市としてのそういう大きな方向性というのができあがれば、市長が誰に替わってもぶれないわけですよ。そういう意味で、条例を作ることに大きな意味があるというのは、その通りだと思いますね。はい、Rさん、お願いします。

R委員 私の周りにいる子どもたちはけっこう守られている子どもたちが多く、個々にどう答えたらいいのだろうと思っているのですけれども、例外的に今までいろいろな問題があったと思うのです。例えば障がいを持っていても普通学級にどうしても行きたいとか、お母さんが夜仕事をしていて、朝絶対に起きてくれないから、子どもが1人で起きて出てくるとか、それから物を食べさせてくれないという虐待もありました。本当に例外だったのです。けれどもそういう例外的なことが例外ではなくなりつつあるのかな。ニートの問題にしてもそうですよね。不登校の問題もたくさんになってきたから、フリースクールが出てきたという風に例外が例外でなくなっていることの懸念というのがあられるわけですから、私は権利条例ができるのはいいことなのではないかなと思

て、この会に参加したのですね。でも親にしたら、「私たちは守ってますよ」という言い方をしております。でも守っていない人のためにこれから作られるのだよという話をしているのですね。何か話が飛び飛びになるのですけれども、私たちは子どもを守っているつもりなのだけれども、子どもたちの権利も自分でその権利の主張をした時に、相手の権利も認めていけるという間柄を作っていくということがすごく大事なことなのだろうなと思っております。以上です。

委員長

今、最後におっしゃられた相手の権利を認めながら、自分が生きていくという視点というのは、実は俗論としてある権利と義務だとか、自由と責任だとかに対する1つの答えの第一歩になるのではないかと思うわけですね。ですから我々は権利を今考えていろいろと条例制定と言うけれど、それはまさに相手の権利を尊重できるからこそ、自分の権利もまっとうされるのであるという。そういう感覚がないまま自分の権利、権利と言っているかのように受け取る方たちがいるところが悲しいのでありますね。ですから、これは私が言うわけではなくて、よく言われることですが、権利と義務といった時の義務というのは本当の法律で言うような義務ではなくて、相手があるから、その間で自分たちの権利が調整されることによって、お互い様で少しずつへこみ合うという、そのところを認め合うことこそが権利なのですよね。それが権利といってしまつと、そういうことも認めないで、自分の権利だけを突き進んでくるように思っている人たちの誤解というものも、この運動の中で、制定する中で解いていかなければいけないのかなという感じがいたしますね。Oさん、いかがですか。今最後のRさんの相手の権利を尊重するということによって、初めて自分の権利がまっとうされるという視点は大事だと思うのですけれども。

O委員

この間ウェブページで見たのですが、市長にある方がインタビューしていて、「最近子どもの権利条例を作る中で云々かんぬん、権利ばかりではなく義務もあると言われてますよ」と。そしたら市長は「義務は権利と権利が衝突した時に出てくるものだと思います。皆自分の権利を主張しますが、どこかで折り合いを付けなければならない。議論して決めた結果は尊重する義務があると思います」とおっしゃられているのですね。今、Rさんがおっしゃったように、どうも一般社会の権利というのが債権債務みたいに対抗関係の権利、義務に捉えられがちな感じがしたのですね。懇談会とかで話を聞いていると。ただ人権に対しての義務はない、義務は直接には発生しないというのが、普通の学問上ではそうなのです。しかしどこかでそういう権利より義務なのだという論理のすり替えが行われている。それは多分この傍聴席にいらっしゃる方だったと思うのですが、それってつまり大人の指導力のないことの中で論理のすり替えなのではないのかと。鋭い指摘だなと思ったのですが、やはり皆さんがおっしゃったように子どもの権利条例を通してまちづくりですね、要は大人の認識づくり。認識にも影響を与えたいみたいなものがあるのかなと。何故子

どもの権利条例なのかといった時に、まず一つ目に子どもの権利を守って子どもの成長を保証するため、これが第一だと思うのですが。2つ目に皆さんがよくおっしゃられた虐待問題などのことで侵害があるので、子どもの権利が侵害されているから。そういうのも解決しましょうと。3つ目として子どもの権利が正しい意味で伝えられていない。やはり権利と義務という、その辺の混同とか、誤解のまま伝えられている。これは啓発していかなければいけないなど。4つ目として、これは国の方が条約に対して何もしていないから、自治体レベルで、つまり条例レベルでやらなければいけないという、いわば地方自治の分権ですか。最近こういうのを補完の原理などと、多分ここにいらっしゃる方も聞かれているかと思うのですが、そういう形であるかなと思います。この権利条例ができた後、委員長にはいろいろ多分仕事柄こういう問題が出るかと思うのですが、この条例を使ってより良い解決を目指して頂きたいなと思います。

委員長

そここまで心配してくれてありがとうございます。そうすると一通りご発言を頂いたのですけれども、今の札幌の子どもたちを見た時にこれでよしという人は当然誰もいないわけです。子どもたちが疲れているという、私なんかも疲れているのですけど、子どもたちが疲れているということに秘められた重要な問題性、やはり子どもが疲れてストレスで苦しんでいるという状態は、札幌の子どもたちの現実として受け止めなければいけませんね。それに対して、子どもの権利条例を作る意味というのはいろいろなことが語られたわけなのですが、具体的にどんなことを盛り込んでいくのがいいのか。もちろん具体的に今ここですぐこうしなければならないというのではなくて、考え方としてこんな点を条例にぜひ盛り込まなければいけないということを意識しながら、学校における課題、家庭における課題、地域における課題というのをせっかくですから議論してみたいと思いますが、ここで休憩を10分ぐらいいたしましょうか。

(休憩)

委員長

後半は中間答申の叩き台、素案を作るにあたっての皆様からのご意見、こういう方向性、これだけは忘れてはならないとか、そういう各場面、場面における課題と、条例への課題、それをどうやって条例に盛り込んでいくかも含めて、意識した問題提起がほしいのですけども。

皆さん、お気づきになりました。先にもらった資料の中で気になったのが、例えば児童虐待の受理件数、いじめ、不登校とあるわけですが、その中で性感染症罹患の状況というのが全国からみて札幌が少し際立って多いと言っているのかどうか、とにかく多い。我々札幌的な課題を抽出とやってきた中で、今までこういう性の問題についてというのは全く議論してこなかったのですけども、パッと見たらこういう問題に対する我々の見解というものも中間答申の中に盛り込んでいかなければいけないのかなという感じを受けたのですけれど。Nさん、こういう方面の実情に詳しいというか、どうして札幌は

こんなに多いのですか。

N 委員 私、札幌市の健康づくり委員会もやっています、そういう中でけっこう性感染症が低年齢化しているとの報告は受けていますし、実際に主任児童員の活動をしていまして6年生未満、5年生から大通で援助交際の件で相談が来るケースが近年増えてきました。あとは中学生が妊娠してどうしよう、おろしたいけどお金がない、親に相談できないとか。そういう具体的な内容で相談が増えてきたのは事実で、ここ2、3年、性病に関しては小学校4年生ぐらいから数はかなり増えてきています。実際に病院に行ってはっきりこうだよと言われない部分で、陰に隠れて見えない部分が数多くあると、私は一応想像してはおります。

委員長 多分この点は暗数というか、そういうのが多いとは思いますが。何故多くなりつつあるのか、札幌が全国より多いかというあたりの分析をなさっている所はないのですか。

N 委員 それはないですね。

委員長 それはないですか。

N 委員 どうしたら防げるかという話し合いはよくなされますけど、「何故札幌が」といったらやはり性に関して家庭内で親がきちっと教えるということが、自分の身体を大事にしなさいよという家庭の中での会話というか、例えば私なんかは生理が始まったらこうこうこうだよということを教えます。「家庭では教えられないから学校の保健の先生、教えて下さい」と。5年生の現地学習の前にそういう学習をするのですが、実際に体型がよくなってきたら2年生や3年生で生理が始まるケースが多いですね。でも学校の現場ではそういうことは5年生にならないと教えない。そうするときちっと家庭でそういう教育をしてほしいなと思うのですが、親御さんが実際にそれはできない。そういう中で例えば携帯のメールで、遊びの1つとして情報交換したりとか。今は子どもも携帯を持っていますからね。大通でこういうメールが来たから行ってみるとか、簡単に興味を持って、それに飛び込んでいく子が増えてきたというのも、事実見ていて感じます。

委員長 そうすると今出た自分の身体を大事にするということが人権の出発点だとすれば、この問題往々にしてどうやって防ぐかという健全育成的な視点から語られることが多いのですが、間違っても我々はそうはならない。要するに我々は子どもの権利検討委員会ですから、子どもの権利の立場からすれば子どもが権利侵害、被害者の状況ですよね、こういう病気に罹患してしまうというのは、それをどうやって自分の身体を大事に、親がそういうことをきちんと教えられるか。これは人権教育の一面かもしれませんが。そういう観点でやっぱり考えていかなければいけないだろうなとは思いますが、これもちょっと意識して、中間報告にどうやって盛り込めるものか、考えていかなければ

いけないのかなという気もいたしました。それで一応学校における、家庭における、地域における課題に大きく分けてはみましたけども、あまりこの区別に縛られることなく、中間答申に盛り込む際に大事な所を皆さん方にご発言頂きたいのですけども、学校における課題というのは学校と先生、生徒と先生、それから生徒同士の間関係も含めて、これは相当たくさんいろいろなテーマがあると思うのですけれども。前に執筆分担で学校の部分について、一応小学校、中学校、高校、それから教師たちの現状、フリースクールと分けてみたのですが、どうですか、Mさん。小学校という所に絞ってみた場合、前回もご発言ありましたけれども、札幌の小学校の子どもたちの現状と課題といった時に大事な所は何ですか。

M 委員

これはあくまでもこの部の考えではなくて、私の考えなのですけども、今考えているのは大きくは教師から子どもへという点では2つあります。1つは質のよい教育を受けるということで、例えば教えられる内容というのはカリキュラムで全部決まっているのですけれども、教え方によって子どもがどれだけよくわかるかとかいろいろあると思うのですけれども、そういう意味も全部含めて質のよい教育を教科で受けるということ。あとは子どもの心を育てるという簡単なものではないのですけれども、本当に温かな関わりを子どもたち同士で持てるような、そういうものも全て入れたいいい教育を受けるということ。多分いい教育を受けることができたなら、子どもたちはすごくその中で充実感を持ったり、自分に自信を持ったり、それから目指すところなのですけども将来に夢を持ったり、あと自分を大事にするのはもちろんなのですけども、友だちも大事にできる。そこに至るようないい教育を受けるということをどうにかいい文章で盛り込みたいというのがあります。先ほどRさんがおっしゃられたように権利という意識なのですけども、お互いを大事にし合って、その中でまた新たなものを。委員長さんもおっしゃられたのですけど、100%ではなくてもある程度お互い納得できる状況を出していけるような力というのをつけられるとよいなと思っています。

それともう一つ。2つ目に柱に思っているのは権利の侵害をされた場合、誰が見ていても、それを見過ごさないという、必ずその権利の侵害を解決したり、軽減できるように関わっていけるような、学校の中でも1人の担任に任せるとか、そういうことではないようなことを盛り込んでいきたいと思っています。それから別に組織としての面もあるのですけども、それはどうなのかなと思うのですが、今、特別支援教育の推進で、いろいろな子どもたちが普通学級にどんどん入って来ています。その中で学校の施設としても、それから人的配置としても対応しきれない状況になって、端的な言い方なのですけれども、そういう子どもを担任1人が抱えた時に、担任1人はその子にも十分な指導をしてあげられないし、また学級全体にも指導が及ばなくなっていくという問題を抱え

てしまう場合もありますので、特別支援教育の推進で様々な状況の子ども達が親の判断で普通学級に通っていけるというのはすごく大事なことなのですけれども、それをよい方向に実現させていく方法というの、学級の人数が何人かというのを学校枠で考えられるようになるということがこの間新聞に出ていましたが、それも1つの解決方法かと思うのです。弱さを抱えている子どもたちがどうフォローされていくかという点ですね。あとは、これは仕方ないのだと思うのですが、どんどん財政が削られていく中で、今までできたことができなくなっているというのが現状です。

委員長 例えはどんなことが？

M 委員 例えは今まで総合的な学習で、お豆腐を作る時に大豆を買ってほしい云々という話があると意外と簡単に買ってもらったのですが、今は「自分のお腹に入るものは買えません」という枠が非常に厳しくなっていて、その点では子どもからお金を集めて、実費を集めてその教材を買ってお豆腐づくりをする。ちょっと小さい話なのですが。また、予算が削られたので、体育でマットがボロボロになっていて、体育館に置いてある卒業式や学習発表会に使うピアノの音が狂って、うまく音が響かないので買ってほしいという場合も前よりとても厳しくなっていて、備品もなかなか更新が難しくなったというような、いろんな面で前よりも確実に財政は厳しくなっています。これ以上減らないようにやっていきたい。相手が子どもなのでやっていきたい。そういう組織とか、財政面の問題、それも子どもの権利条例では全然クリアにされないのですが、そういうものが行政に反映されるように。あとは幼小の連携、幼稚園教育と小学校教育の連携ですね、これはもう必須に感じています。

委員長 具体的に連携というのはどういうことでしょう。

M 委員 保育園からはあまりないのですが、幼稚園の方から指導要録が来て、一応子どもがどんな教育を受けて来たかとか、その子がどんないい所を持っているかとか、どういう状況かという記録が来るのですが、それは紙が来るだけなので、現実的には幼稚園と小学校ではほとんど、引き継ぎが行われていない状況です。ですから新1年生を受け持った時に、当然、教師の方も理解できなくて対応できない。それから子どもの方も理解してもらえなくて、親子共々苦しむという面があると思います。あと「小学校ではこういう風にやるというのを全く知らなかった」という、幼稚園の先生とあとで話してみるとそういう場面もあるので、やはり小学校に来る前に幼稚園に行って、その前にお母さんという、という、そこがつながっていくことが子どもにとってはいい成長につながっていくと思います。それでどうにかそのつながりがもっとスムーズに、具体的に子どもの顔が見えるような引き継ぎができるようにということを考えています。

委員長 最初の質のよい教育などで、教育を受ける権利の中身の問題ですね。あと小

学校の場面で、これは大事だなと思うようなご指摘はありませんか、そのほか。財政というのは、Rさん、幼稚園などは、保育士さんが集まった時にも財政が削られて大変だと言っていましたよね。同情するなら金をくれて。いや、これは私が言っただけの話ですからね。お金の問題って大事ですよ。

R 委員 はっきり言いますと保育料は政令指定都市で一番安いんです。そして先生の給料も一番安いのが札幌です。私たちはやっぱり保育料を上げなければいけないと思っても、親は若いですからそんなに上げるわけにはいかないということになると、できることに限りがあるということになりますけれども、でもそこはしょうがないですね。幼稚園としての問題というよりは、私たちは幼稚園と保育園とどのように連携していくのかということがこれからの課題になっていると思います。保育園は養護するという点と、やはり保育をしているのだという点がありますので、同じような保育を受けている中で小学校に送っていかなければ、幼小の連携というのは取れないので、そういう所も私たちには問題なのかなと思っております。そして幼稚園に来る前のお母さんたちを育児不安などから解消させていくのも私たちの仕事なのかなと思いつつ、幼稚園に入らない子どもたちの親子遊びというのも幼稚園でやっているわけですね。そういう風に場所を提供しながら不安を少しでも解消してもらえないかなと思ってやっているのですが、それらについては全く補助されることなく、それで「やる時は無料でやって下さいよ」と言われて行っております。これが幼稚園の現状です。

委員長 はい、先生、どうぞ。

副委員長 今回の問題の取り上げ方なのですが、日本の子どもの権利条約の進捗状況に対する国連の指摘、もう少し考えたらいいということの中に、今言ったような基礎的なデータを縦割りの教育の制度を越えて、幼稚園、保育園、小学校、中学校、全部ですね、子どもに関連する基礎データを整備して、それを評価しなさいと。そういうことが総合的に行われていない国の1つが日本ではないかと言われているのですけれども、札幌市でこれを契機にそういうことをきちっとやるという仕組みを救済の問題として、評価の問題として考えることだと思います。

委員長 日本は、国レベルでデータが整理されていないので、データがないということをもとめて勧告されておりますね。これも具体的な提言として、いいですよ。そうすると、どうですかね、小学校で。はい、Fさん、どうぞ。

F 委員 制度的な問題がどうしてもネックになるというか、だから子どもの権利条例に盛り込んだからといって、それが変わるという風には簡単にはならないのですけれども、でも論議をする中でそのところを十分出していく必要があると思います。さっきMさんの良い教育を受けることを保障するという点でいうと、今日頂いたアンケートの結果で小学生が「自分が好き」と答えたのは30%なので

すが、中学生になると10%になっているのですよね。小学生が30%というのも大変低い数字だと思うのですが、中学生がさらに10%になるというところにとっても大変な問題が含まれているように思うのです。それが今現場で行われている学校の教育との関係が非常に深いと思います。それで、私がぜひ考えてもらいたいことの1つは、子どもの学校参加というか、参加しているのだけど、実際には学校の教育の中身が変わったり、枠組みが変わった時に子どもには何の相談もないのですね、実際には。「こうなったよ」と伝えられるだけなのです。それは小中高、だいたい全部そうだと思うのですが、発達段階に応じて子どもたちの意見を聞きながら、学校の枠組みや教育内容について変えていく必要があるのではないかと。それから2つ目は子どもの権利条約が実際には子どもたちに十分知らされていないという問題は、学校の教育の中身と関係あるのですよね。先生方が、私もそうでしたけれども、教えたいと思っても、先ほど高校生の方がそういうのを教えてもらってとてもよかったという発言をしていましたけれども、実際に教えたくてもなかなか教える時間がないのです。今のカリキュラムでは、カリキュラムの中に明確に位置づけて、教えるということをどうやって保証するかという問題が片方にあるのではないかと。教えるだけではなくて、実際に子どもたちが先ほど言ったように、参加する中でその権利を学んでいくという、学校の中では自治というか、自治的活動というのがありますから、それが残念ながら年々少なくなって、時間的にも、中身的にも保証できなくなっているのです。5日制になってからなおさらのことそうで、学校行事も削られるとか、児童会や生徒会の行事が削られるとか、中身が削られるという方向になってきているのです。そういう問題をぜひ考えてもらいたい。3つ目はさきほど性感染症の問題が出ていましたけれども、学校で性教育は非常に重要だと言われるのですが、これも時間的な問題や何かで必ずしも小学校の低学年から十分行われているという状況ではないのだと思うのですよね。こういう人間としてとても大事なことを学校教育の中にどうやって位置づけるかという問題も片方で重要なのではないかなと。NHKのクローズアップ北海道で、性感染症の問題を取り上げていたのですよね。釧路が自治体で非常に積極的に取り組んでいるという報告が出ていましたけれども、そういうことが札幌市としても必要なのではないかなと思います。それから4つ目はさまざまなハンディキャップを持った子どもたちにとって、札幌の教育が本当にこれでいいのかという、さっきの障がい児の問題もそうですし、外国から帰国した、あるいは外国人で札幌の学校に通っている子どもたちの支援の問題とか、そういうことについても十分に考えていく必要があるのではないかなと思います。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。そうですね、学校の中における参加というのは子どもの意見表明権の1つの大きな具体的な現れですので、参加というのは

キーワードですね。あとどうでしょうか。小学校レベルで、皆さん、この懇談会、出向き調査でお気付きになって、この視点を忘れるなという、ここは重要だよというところがありましたら。ではまた随時気がついたら出して頂くということにして、Kさん、中学という風に絞るとどうということになりましょかね。

K 委員

なかなか絞れないのですが、今の小学校の話もありましたけれど、私は別に教育委員会の回し者でもないのですが、性感染症等についてはここ2、3年、今の学校教育部長という人がなかなか熱心で、いろんなことをやって、学校にも取り入れると。つい1週間ぐらい前にも各学校にそういった性教育に関するアンケート等も来て、それぞれどのぐらいの教科であるとか、総合的な学習の時間であるとかどのような部分でやっているかという調査をして、各学校でその性教育だけではなくて、生命の尊重という部分でもう少し学校の中で取り入れるべきであるというように、今、進めていると思います。私も現場にいる人間ですから、皆さんのような要望等もわかるのですが、学校は何ができるのかなということなのですね。それには学校だけでできることと、保護者であるとか、地域の方にいろんな意味でバックアップしてもらわなければならないことと。実際に私は中学校にいますけれど、今PTA活動というのはうちの学校もそうですけれど、役員を決めるのにどれだけの苦勞がいるかということなのですね。この間も運営委員会がありまして、「先生方は何でもっと保護者に要請しないのか」と。「私たちがこんなにやっているのに、何故、先生方は何にもしてくれないのか」とか。実際にPTAの存続すら危ぶまれるような気がするのです。実際に子どもたちに学校で「いろんなことをやりなさいよ」と言っている割りには、今の時代ですから、「お仕事を持っていてフルタイムだからできません」と。その部分はキッパリと言われて、全然学校に対して協力しない。協力しないと言ったら語弊がありますね。協力できないような、そういう方々が多いというのが実態であると感じます。それで中学校としてということなのですが、私は先ほど言いましたように、学校は何ができるのかなということ。特に特別支援のこともありますし、あとは高校に行ってからの中退であるとか、あるいは中学生の不登校というのもデータの的には高い数字を示しておりますので。ただここ1、2年は不登校の傾向もある程度抑えられていると。それは今年度から98校ぐらいの札幌市の公立中学校にはスクールカウンセラーという人たちが全部組み込まれているとか、そういう行政サイドのいろいろな取り組みをしてもらって、我々がそういう専門家にいろいろな支援というか、援助を受けるような形にもなっています。ただ特別支援についてはいろんな意味で確かに財政的な部分もありまして、なかなかそれが十分じゃないということもありますけれど、そういった部分と、もう1つはこれから子どもたちがいかにして生きていくかという部分で、中学校というのは非常に重要な

と私は思っています。ですからどこの部分で学校に期待すべきか、学校はやらなければならないかということ、やっぱり皆さんで考えていくべきだなと強く思います。いわゆる生きる力に関して確かな学力であるとか、豊かな心とか健やかな身体というのですけれど、全てを学校が背負うということはなかなか。先生方も正直言って、私は一生懸命全ての先生が頑張ってくれていると思います。ですからそれ以上にいろいろな要求が出てくると、先生方はパンクしてしまうという気が私はするのです。さっきの話に結びつくのですが、それだけにやはり保護者の方であるとか、地域がもっと支えてくれるというか。いろいろなご批判や苦情はたくさん来ますけれど、なかなか学校に「私たち頑張りますよ」というお声を聞くというのは、私の学校だけかもしれませんが、正直言って少ないですね。過度な期待というか、先生方にいろんな意味で多くの要望をされるというのは心情的にはわかるのですが、何もやっていないわけではないわけですから、やはりいろいろなご理解を頂くということも発信しなければいけないなと思っています。子どもたちのことについては心の部分で学校の先生が支えられること、それをやっていくということが非常に重要だなと。まとまりのない話なのですが、何かいろいろな課題が山積していて、どこに焦点化すべきなのかなという部分が大きな問題であると共に、やはり学校だけで解決できない重層構造というか、いろいろな方のご支援を頂きながらやっていかなければならない。それが今の学校の1つの姿なのかなという気がすごくします。

委員長 ありがとうございます。もちろんこの条例の中に、そういう細かな具体的な言葉で盛り込めるわけではないのですが、そういう中学校だったら中学校なりの問題点は大事ですよ。どうですか、中学校となってしまうと、今こころあたりがやはり子どもの権利から見て重要ではないかというのは、小学校と違って中学だと高校入試みたいなことになって、小学校のようなのんびりとした雰囲気では全然ない部分があるように思いますけども、Lさん、どうですか。中学時代を思って、「たまらなかったよ、私、あんなことがあってさ」とか、「こうなってくれたらよかったのに」ということありませんかね。

L 委員 中学ですか。こうなってほしいというのはあまり思わなかった。中学校はできる範囲内で楽しむという感じでやっていたので、あまり困らなかった。

委員長 さっきFさんから出た学校の自治という問題は、小学校もさることながら、中学校の方がより現実的なのかなと思うのですが、そういう学校のいろいろな枠組みを作ったりするのに、生徒が参加するということを書いてくれたのだけれども、そういうようなことはどうですか。もう少し学校の中身について参加して、自分たちの意見を言って、反映させてもらうというような道筋をつけるということは。

L 委員 中学校時代ですけど、生徒の参加ということに関して言えば、中学校時代も

生徒会をやっていたものですから、母がPTAの役員をやっていたものですから、そこでやはりPTAのお母さん方と生徒会と先生方でいろいろお話しして、生徒と地域の方々の参加というのが上手にできたのではないかなと思います。先生はなかなか大変なので動いてくれないので、やはり自分から、生徒から「こういう風にしたいのですけど」と持っていくことが大切なのかなと思います。

委員長　　ひょっとしてね、何にも考えていなかったと言うけどものすごく主体的に動いているのでは。何かそんな気がするのだけど。謙遜しておっしゃっているのかもしれないけど。どうですか、中学時代を見ると生徒会とか何とかってというのは、それなりにやはり実態があったものですか。だいたいやりたい人だけがやって、ほかの生徒はあっち向いてホイとか。

L 委員　　確かにそういうのもあったのですが、小さい学校だったものですから、人数が少なかったからかもしれないけど、まとめやすいというのがあったので、けっこうみんなが友だちみたいな雰囲気があったので、そこら辺は多い学校と比べたらうちの学校はラッキーだったのかなと思ったりはしたのですが、先生の方はやはり大変だったみたいなのは確かです。

委員長　　Pさん、どうですか。そういう中学時代を振り返ると。やはり参加ということは、今話題になっているのだけれども、あなたも生徒会を一生懸命やられた口ですか。

P 委員　　いや、中学校も高校も何もやっていないです。

委員長　　普通の子なのですね。どうですか、高校もそうですし、中学ももう少し子どもたちを参加させるということを強く言っていた方がいいのではないかと
いう考えに対しては。

P 委員　　そういう考えはいいと思うのですが、でも私自身はどちらかというとなかなか参加したくない方なので。でも子どもの意見は聞いてほしいなと思います。

委員長　　どうして参加したくないの？みんな、だいたいそういう雰囲気なのですか。

P 委員　　雰囲気は何ていうのでしょうか、周りがその発言した人に対して冷たいという
うか。

委員長　　冷たい？

P 委員　　何ていうか、一生懸命発言している人に対して「うん、うん」とうなずくよりは、「あいつ、こんなこと言ってるよ」とか批判的だったり、そういう雰囲気になってしまうとやはり生徒も発言できなくて、先生自体もそれを抑えられないというか。

委員長　　発言する中身が問題ではなくて、発言することが批判されるわけですか。

P 委員　　そうですね。ダメとかではないのですが、そういう雰囲気があると私も発言しにくいというか。

委員長　　Eさんのところもそうでした、中学？

E 委員　　私は中学校の時はいろいろ批判的でしたね。

- 委員長 批判的ということは発言が多すぎた？
- E 委員 生徒会長をしていましたので、いろいろそういうことがあったのです。うちの学校は生徒の参加を促進するためかどうかは知らないのですが、歴史という目安箱ですか。紙に意見を書いてどうのこうのして下さいというのがありました。月に何回かそういう意見をまとめて学校便りで、質問とか意見の回答をやりますよということをしていたのですよ。
- 委員長 それは生徒会として？
- E 委員 はい。けっこう来るものですね。うちには800人ぐらいの生徒がいて、けっこう大きかったですけども。それでひと月に50～60ぐらい。積極的に学校の政治には参加していたと思いますね。それで私は批判的でした。
- 委員長 生徒会長だから、それはいろいろと風あたりの強い場面もあるかもしれませんが、なるほどね。でも参加というのは、目安箱に投書を入れるというよりももう少し積極的に、自分たちで主体的にやるという雰囲気はないものですか。
- E 委員 ありましたね。
- 委員長 そういふのはある？
- E 委員 例えば学校祭もそうですし、学校の主たる行事に関しては先生方からというよりは、生徒の方である程度先生方に提案するような立場で進行していました。
- 委員長 Kさん、だいたいそういう雰囲気なのですか、中学校は。何かみんなそれぞれ生徒会長なんかをやっていたりしていたから、あれなのですけど。
- K 委員 そういふしっかりした生徒会長がいて、それをバックアップする先生がいるとそういう風にして機能は果たすとは思うのですけども。ただ今言ったように800名ぐらいの大規模になると割りと先生方もスタッフも多いと思います。ですからまた非常に細かいことですが、やることは同じですから、小さい学校だと先生方のやる仕事も1つじゃなくて、2つ、3つとかぶってくる部分もありますよね。だから、基本的には動ける先生というのは副担任で割りと中堅どころの先生と、サポートできる若手の先生で、そういう先生がいると非常に子どもたちともいろいろな意見交流ができるのですけど。そういう恵まれた学校もあれば、やはりほかの仕事もやらなければならないので、子どもたちにはある程度制約を加えなければならないという部分もあるとは思うのですね。
- 委員長 どこも同じようにというわけにはいかないわけですね。変ですね、お金がなかったり、人が足りなかったり。お金と人で何とかできるのだったらできそうな気がするのですが、現実には難しいようですね。Cさん、高校へいくとさらに特有な問題点、課題を盛り込めなければいけないようなことってありますか。
- C 委員 高校だからということはいらないような気がするのです。中学校の延長で私は考えてもいいのかなと思うのですけど。国連の最終意見といいますが、その中でも市民権及び自由という所で、いわゆる中学生や高校生が政治的な活動をするを制限している。これはいかなるものかという警告もありますよ

ね。プライバシーや体罰に関しても、日本の学校の現場はどうなのだと。国連はけっこう厳しく日本の現状を見ていると思うのです。私はやはり、今、Eさんがおっしゃった所は素晴らしい学校で、なかなかそういう学校はあまりないのかなと、正直言えは思っているのです。参加権ということ言えばやはり日本の中学校も高校も含めてですけど、子どもたちの学校に対する参加というのはごくごく限られていて、例えば学校行事で体育祭で何をするかとか、その中身とか、そういう部分に限られています。学校の運営そのものといいますが、学校運営協議会というシステムが文部科学省の方で新しく作って、何校か指定してやっていくということが動きとしてあるみたいなのですが、それを先進的に取り入れている高校なんかも聞いたことはあります。学校の運営に関して教師と生徒と保護者と、それから地域の代表。地域が入るとか入らないとか、微妙な部分もありますけど、要はいろいろな方々によって学校の運営をチェックしていくとか、見ていく。そういうところに生徒も参加するというようなこと。例えば白老東高校なんかその有名な所だと思うのですが、そういうことをやっている学校もあるのですよね。私は親部会での提案の中には書いたかな、ちょっと自信がないのですが。やはり子どもの権利条約の精神が生かされているかどうかということを学校単位でチェックしていくような、広報しながら、普及しながら、「ここがちょっと足りないよ」みたいなことをチェックしていくような機関を学校単位で、子ども参加で作っていくということも必要ではないかなと思います。少し参加権を考えていったらいいかなと思っています。

- 委員長 札幌の場合はその運営協議会の中に生徒がという実例はないのですか。
- C委員 私もまだそんなに勉強していないので何とも言えないのですが。
- 委員長 ないですか。
- O委員 指定されているのは滝川だったかな、2つだけでしょう。
- C委員 滝川、そうですね。
- O委員 札幌はないのではないですか、まだ。
- 委員長 文科省から指定されるのですか。
- C委員 はい、文科省から。
- O委員 地教行法の47条の5号で一昨年に新しく作ったのですよ。いろいろ指導力不足が問題にされるのですが、その絡みで作れと。教育委員会が確か承認かな、作るのですが、ここにはまだない。何か返答を頂けないのですかね。札幌市ではないのですか。
- 委員長 ないということはまるっきりないのですね。
- C委員 今その情報、決められた、何ていうのですか。文科省で決めているものにぴったり沿う、適合するようなものはないと思います。あくまでもまだ指定校というか、特別に手を挙げて、ではあそこでやってみて下さいみたいな、そのレ

ベルです。

委員長　でも条例としては大いにそれはやらなければいけないと書き込むことも参加ですから。Eさん、学校の話になって、校則の問題が以前だとよく出てきたと思うのだけでも、現場ではその校則の問題というのはどうなのですか。

E委員　校則というと髪を染めるだとか、ピアスをするだとか。

委員長　あれがもう私たちの自由を縛り付けているという、そういうような視点はないの？

E委員　うちの中学校ですか？

委員長　中学、高校。

E委員　中学校も高校も、私の学校はそんなに厳しくは言ってないです。

H委員　いま形の上では生徒会、生徒みんなで決めているから。別に、例えばみんなですて髪はダメだよとなればそうなるし。だからけっこう逆に教員から規制するよりは、かえて生徒で自由にやった方が規制が厳しく、けっこううまくそういう決まりになるのですよ。今はどこもそうだから、結局生徒がこれをあれだからこうなれと、子どもの方からの要求は逆に少ない。

委員長　そうなんだ。Aさん、そういう認識だったのでしょうか。校則問題とは。

A委員　茶髪のことなどかなり厳しい所があるという話は聞いたことがありますよね。だからやはり形の上というところがミソなのではないのですかね。実態としてどこまで決められているのかというか、参加して校則が作られているのかというところがきっと問題なのだろうなって。

C委員　すみません。私が大通公園で聞き取り調査をした時の高校生がやはり「学校がうるさい」と言うのですね。髪だとか、制服だとかうるさいと。形の上では生徒が決めた形になっているのしょうけど、実質的に指導して「それはダメじゃないか」と言っているのは先生方なのですよね。だから形式的に子どもたちに茶髪だとか、ピアスはどうなんだと仮に検討させたとしても、本音の部分できちっと子どもたちの意見を吸い上げていなければ、それはきっと教師が押し付けたものと何ら変わってはいないのではないかなと私は思うのですね。形式的でも生徒に考えさせているからいいじゃないかという考え方ももちろんあるとは思いますが、私はやはり実質的な部分で子どもたちの声に耳を傾けなければ聞いたことにはならないのではないかなと思います。

委員長　いずれにしても校則の問題というのはそういう意味で、子どもの参加、意見表明の1つの大きな場面ですから、条例の中に校則問題をどうこうという盛り込み方はできないかもしれないけれども、そこも意識して参加の問題を考えましょう。それからあと学校との関係では、私なんか特にFさんに執筆を依頼して、教師の現状という、ここをぜひ忘れないようにしたいと思うわけですけど。

F委員　小学校と中学校の先生方の懇談は残念ながら人数は多くはなかったのですね。小学校がはっきり記憶がありませんけど30名弱かな。中学校は10名に満た

なかったのですよね。先生方が子どもの権利条例を否定しているわけではなくて、なかなかそこに出てこられない。忙しくて、気持ち的にも。さっきKさんが言っていた通りだと思うのですね。これ以上学校に要求されてどうなるのだという。もうパンクする寸前だという。市教委の調査によっても、教師の病気休職者が年々増えているのですよね。その約3分の1が精神的にダメージを受けて休職せざるを得ないという。ここのところをやはり子どもの権利条例を作ったら、先生方がもっと苦しくなるというのは避けてほしい。先生方を励ますものにぜひしてもらいたいなど。どういう風になったら励ますのかということもよくわからないのですが、多治見市の子どもの権利条例を見ていたら、「子ども施設の設置者や管理者はその職員に対して子どもの権利を保証できるよう支援します」とあるのですよ。教職員を支援すると。そういうことを行政の責任としてぜひやってもらいたいと。教師の懇談会で出ていた先生方の声は、教師にゆとりがないと。教師にゆとりがなくて、どうして子どもにゆとり教育ができるのだというところ。例えば特別支援教育というのが先ほども出ていましたけれども、実際には人も配置されなければ、お金も配置されず、とにかく先生方、頑張れということだけ。「だけ」と言い過ぎかもしれないけど、そういう風に私には思えるのですよね。それから中学校では特に大変なのですが、ゆとり教育といって、総合的な学習はやらなければならないし、選択教科はやらなければならないしと。次々に教育内容が変えられて、それに現場が振り回されているという状況がやはり片一方にあるのではないかなと。だから先生方が本当に余裕が持てない。それから先ほど出ていた財政的な問題ね。総合的な学習をやれと言うのだけれど予算が十分あるわけではないから、例えば地域のいろいろな力を持った人に学校に来てもらって、授業をしてもらったりすることがあるのですよね。ところが交通費もろくに出せない。普通世の中の常識でいえば、いくら協力してもらって積極的に来てもらったとしても、普通交通費だとか、若干の謝礼をするというのはどこの世界でも当たり前ですよ。ところがそれができないのですよね、学校の財政的には。だからさっき出ていたように、子どものお腹に入るものは子どもに負担させると。受益者負担というのがそういうところでも使われるというか。だから義務教育は無償だというのだけれど、全然そうなのではない現状があって、先生方がやはりそういうことでも大変です。そういう教職員を励ますようなものができたらいいなと思っています。

委員長 これは大事ですね。多治見市に先を越されているのかもしれませんが、さらに追い抜くような中身にならないかどうか、みんなで考えましょうよ。

H委員 最近、けっこう学校をあちこち回って歩いていろんな話を聞くことも多いのだけれど、一番学校で困っているのは定数を合わせるために、非常勤の先生方が大変多くて、さっきも生徒会の話が出たけれども、生徒会に何人も人を配置す

るとか、そういうことは全然できなくなると。10年ぐらい前、東京の教育がひどくなったというのは、非常勤が多くなって学校が荒れたり、きちんとした教育ができないということがあったのだけど、札幌では現実、これは大変大きな問題だということを学校でも言っているのです。確かに精神的な面で休む人、私も5年前に辞めたけど、その時も3人ぐらい頻りに休まれていましたから。そういう意味では40人の1割ぐらいはそうやって休む人がいますね。

委員長 先生でね。

H委員 そうそう。もう5年前の話だけど、本当に困っていたけど、それは今はもっとすごいみたいだから。特に正規の職員は非常勤の分も全部かぶらなければいけなくなるから。だから本当に過重負担になって、ますます精神的にまいる先生方が多くなっていると。これは教育委員会に言っても仕方がないことなのだけど、制度的なものだから。だからそんなこともあって、やはりもう少し先生方の定数を増やすとここで条例に盛ったとしても、これはなかなか難しいなと。進路カウンセラーにきちっと専任を付けるというのも、教育委員会に言っても難しいかもしれないけれど、だけど地域のボランティアを含めてそういう経験者を学校に配置するとか何かであれば、まだ可能性もあるかなと思うので、条例にそういうものを盛りながら、まずボランティアで対応してでもいい。学校はけっこう忙しいものだから、クラスの子に進路相談を1年に3回やったとしても、1人に5分もやらない。やはり1人からじっくり、30分から1時間ぐらい話を聞くことをもきちっと制度的に、札幌独自でもまず始めるべきかなと私は思っています。

委員長 そうですね。だから条例で全てを盛り込むのではなくて、条例と施策とをリンクさせた形での条例ね。この間見た町田市の条例はそこを売りにしていますね。必ずそのための子どもなんとか推進計画というものを毎年作るんだということと、その条例で基本的な権利の保障とをリンクさせて具体化するという。そういうようなことを町田市の条例は売りにしていましたですね。

H委員 ニセコも子ども議会を含めて、まちづくり条例の中に子ども条例というのを作って、今言ったような行政と子どもとの接点をうまく作って、子どもの参加を今盛んにやっていますよ。

委員長 そうですか。知らなかった。ちょっと不勉強でした。さてそうしたら学校の問題はいろいろ問題点、課題を出して頂いたのですが、あと何か、皆さん、お気づきになっているものはございませんか。はい、どうぞ。

A委員 学校でいいですか。

委員長 学校でちょっと区切りにしましょう。

A委員 今先生たちの話を聞いていると、先生たちの意見表明とか、参加というのをどう保障できるかというところが、まず現状の問題なんだなと思ったのですね。では、それをどうしていったらいいのかとすぐ結論は出ないのですけれども、

さっきFさんも言われたように少なくとも権利条例を作ることによって、カリキュラムに位置づけるということが出来るはずなので、そこを1つの切り口にしていけないかというところが1つと、裏返しの問題として今まで少し出ていたのですが、権利侵害に対して意見を言える場所。権利侵害というとすごく大きさに聞こえるかもしれないので、不満といってもいいと思うのですが、問題だとか、きついなということを言って、少しでもそれを学校に戻って改善できる場所という所が必要だと思うのですよね。そしてやはり権利救済型みたいな不服申し立てという制度につながっていくのかもしれないのですが、特に学校、あと養護施設とかには必要なだろうなと思います。それは学校の中ではなくて、少し外にはみ出していないとダメなのだということ。例えば児童会館で家でも言えない、学校でも言えない子どもたちが来て職員の人に話す。話すだけでも改善されるわけではないけれども、そういう場として機能しているとするともう少しそれをシステムにしていく必要があるなと思います。

委員長 そうですね。今までは権利をどう盛り込むかということを中心にしていましたけれども、侵害された時の救済のシステムもちゃんとしていないと意味がなくなるわけですね。

M 委員 委員会の中でも何度かお話ししているのですが、子どもたちの代弁者として。24日の懇談会に参加してきた子どもたち約30名だったのですが、その中の7～8人の子が自分たちのいじめの現状について語りに来ているのですね。切々と語って、切々とポストイットカードに書いているのですね。ということは今A委員がおっしゃったように、子どもたちは確かに相談できる場を必要としていると。あれだけ少ない応募の懇談会に参加した子どもたちの中にも、それだけの人数がいて、そこで自分の思いを語っているというのは、どんな形であっても、あの懇談会は学校外でしたので知らないお友だちでもかまわないのですね。それを何ていうのでしょうかね、気持ちをオープンにして、何の心配もなく語れる、または解決の手助けをしてくれるような場所というのが確かに必要だなというのを本当に強く感じました。

委員長 権利救済という風に考えてしまうと何か機関があって、そこで白黒つけて勧告を出してみたいな強制力的なものを背景にした機関をイメージするけれど、そうではなくてただ聞いてもらえる、安心して聞いてもらえるということも救済の1つの在り方ということでしょう。

M 委員 その当日初めて会った子どもたちなのですが、「でもね、それはこうじゃない」とか「それはあなたがこうだからじゃないよ」と一緒に考えてくれる人が同じ年代であればもっといいのかもしれないと感じました。

委員長 ということは、現実にはないからそこへ来て話してくれたということですね。救済機関というとすぐオンブズマンみたいなことをイメージしてしまいがちですが、多面的に考えなければいけません。

学校の点についてはいかがでしょうか。

K 委員 先ほど委員長が言いましたように、条例は、条例とほかの組織とのリンクという部分で、私は今札幌市の教育委員会が札幌市の教育推進計画とか、特別支援教育の計画とか、あと高等学校の改革とか、幼児教育という4本のベースを持ってやっているのです、実際に。小中の義務教育については札幌市の教育推進計画に60のプランがございまして、ただ指導室というか、現場ベースだけではなくて、いろいろな行政としてのいろいろな改革もしていきましようということで、中長期的に今やっているところです。今は未来局さんが中心になって進めていますけれど、実際に現場にいる人間としては、もっともっと教育委員会の働きかけというのであれば、私はそういったところでも1つの組織として現場に投げかけられるような、そういったリンクの体制というか、協力体制をこれから学校の中にも作っていかなければ、これだけが一人歩きするのではなくて、浸透していくというか、本物になるためにはそういったものを確固たるものにしていって頂ければありがたいなと強く思いました。

委員長 それは教育委員会と、この問題に対して連携してということですか。

K 委員 そうですね。教育委員会がというよりも学校現場が、私たちもすべてが文科省だけではなくて、教育委員会のいろいろな指針というか、方向性も考えながら。何かここだけで話したことが先生方というか、学校の中に1つの市民権というか、そういうものを得るためには大事なのかなと思ったのです。せっかくこれだけ皆さんで一生懸命やっていることですから、これからどのようにして現場というか、子どもたちに、そして地域社会に認知されていくかということが私は大事だと思うので、今後そういった方向も考えて頂ければなということ。

委員長 それは必然的に考えていかないとならないでしょう。ありがとうございます。

F 委員 高校中退者の数が資料に出ていたのですが、実際にこの数なのかとちょっと首を傾げる数だったのです。私には。この間、高校の先生に聞いたら、札幌市内でも8クラスでスタートして、実際には卒業するまでに6クラスに減ると言ったかな。1年間で2クラス近く少なくなるという状況の報告があったのです。その中退者の問題というのが今のフリーターやニートにつながっていく深刻な問題だという話を聞きました。その問題と、もう1つは中学卒業生、あるいは高校中退者、それからまだ大人になっていない子どもたちの文化、スポーツの場所の確保というか、そこが非常に大切なのではないかと。この間の報告にあったように児童会館にそういう子どもたちが行くけど、実際には子どもたちを必ずしも簡単に受け入れる状況にない。部活からはみ出た子どもたちというか、部活がどうしても勝利至上主義になっていってついていけないで逃げ出したというか、辞めてしまった子どもたちが、実際にはスポーツをしたいのだけでも、スポーツをする場所がないというような問題。そういう問題に

ついてこれから考えていかなければいけないのではないかなと思います。それから今出た札幌市の、正確には忘れましたが、教育改革推進計画の推進会議というのがあって、そこで答申が出されていて、インターネットでも検索できるのだと思うのですが、それを読んでみますと、ここで論議されたこととかなり違うのではないかなと。子どもの実態の捉え方など随分違うように思うのですね。文部科学省や教育改革国民会議が出している方向とほぼ一致すると。そうするとここで論議していることと、実際に札幌市教育委員会が進めようとしていることに大きな乖離があるのではないかなと。だからぜひ、この間も要望したのだけれども、札幌市の教育委員会が今札幌の子どもたちにどんな風に教育を提供しようとしているのかということも含めて、未来局と教育委員会と一緒に会議を持ちながら、論議していく場を保証してほしいなと思います。

委員長 この問題に対する基本的な視点が違っているとすれば、やはりそのところをお互い議論していかなければいけないでしょうから、そういう場の設定ということは大事ですね。とにかく現場にこの問題がきちんとおりていかないと意味がないわけですから。そう簡単ではないということは、私もわかりますよ。わかりますけども、これはやっていかなければいけないテーマだと思えますね。そんなに違いますか、Fさん。違うどころか、全然違うって。

F 委員 私は違うと思っていますのです、随分違うと。でもそれは私が思っていることで、だから論議をする場を作って、それは私が言っているのが違うという風に説得されれば「ああ、なるほどな」と思うかもしれない。

委員長 これはちょっと具体的に、今後教育委員会との連携ということも含めて考えてまいりましょう。それからもう1つ、子どもの居場所の問題ですね。部活に入れない子どもたちの。児童会館については、Jさんが一番お詳しいですよ。やはりそういう子どもの居場所の問題を、この条例の中でどう考えていったらいいかというあたりのお考えを。

J 委員 そういう意味では先ほど学校でもない、学校の先生でもない、保護者のお父さん、お母さんでもない、不思議な存在の大人が児童会館にはいて、ちゃんと秘密を守ることを大前提に、何となく話を聞いてくれる。ただやはり問題があったりするとほっておけないので、裏では小学校、中学校の教頭先生といった方に「こういったお子さんがいるのだけれども、学校の現状はどうですか」といったように、学校の協力を得て、児童会館でできることは何かということを常日頃やっていますね。盛んに今中高生の居場所づくりということで、数年前から全国的にも取り組みを始めておりますので。ただ前にもHさんからご指摘があったのですが、身体大きい中学生、高校生が目の前にいて低学年のお子さんがいると踏みつけやしないか、ぶつかってケガをさせやしないかといって、逆に中学生、高校生に我慢させる場面というのが非常に多いのですね。そうすると自分たちは発散させたいと思ってその場に来て、とりあえず先生

方には「ちょっと子どもたちと遊んでよ」ということで、手加減をしたり、固いボールじゃなくて柔らかいボールを使って、その場面は非常に美しいのですが、その身体の高い子どもたちというのは自分たちも満足したいと思うとやはりその場ではない、自分たちだけで楽しめる場をほしがっているのかなとも思いますね。ですから札幌市の児童会館は残念ながら小学生中心の構造で作られていますので、そこで中学生が、あるいは高校生が、自分たちのいろんな自己実現のために活用するという場にはまだなり得ていないのかなと。ただ先ほど不登校の児童だとか、中退した子どもたちが児童会館に来て、まず1つは自分たちの気持ちを聞いてくれる場を求めている子もかなりいることは事実なのです。ですからそこで児童会館の指導員が「何しに来たの？」というつかえ方ではなくて、じっくり何カ月もかけて、気持ちを話してくれるまで付き合う。最初は挨拶すらしなかった子たちが挨拶するようになって、そのうち「自分たちはこんなことを考えているんだ」とか、「どうして中退したんだ」とか、そういった自分の心情を話し始めてくる。児童会館に来ているのはこういうことで来ている、ああいうことで来ているのだということで、やはり彼らの気持ちを解きほぐすには非常に時間がかかるのです。いろいろな悩みが含まれていますので。そういった受け皿として、児童会館が果たす役割というのは非常に大きくなっているのかなと非常に感じておりますので、そのことに少しでも答えられるようになればと個人的にも思っているところです。

委員長 現実的にはそういう中高の子どもたちだと、いわゆる受け皿になる施設というのではないのですか。

J委員 今具体的にやっているのは、例えば市内に勤労青少年ホームというのがございます。勤労青少年で、働いている青年の人たちが使うのは、仕事が終わってからで6時半か7時ぐらいから集まるわけですね。10時までやっていますので。そうするとその前の時間帯というのはどちらかというと空いているものですから、一部のLet'sでは児童会館と連携して、「じゃあそういう子たちを来させてもいいよ」と。ごく少数ですけども。ただ、自分のエリアから離れているとなかなか行きませんし、市内では5つしか施設がありません。スペース的には児童会館の倍の広さがありますし、スポーツ用具なんかも全部揃っていますので、利用したいと思えば利用することは可能なのです。

副委員長 皆さんの意見を発展させることになればということで。自己実現の場を子どもに保障するというのが、教育委員会の将来計画の中でそういう言葉で取り上げていないとしたら、この権利条例の中の精神として自己実現の場として子どもの居場所ということを考える。Kさんのお話から、学校ですべてを満たすということは今現実的なことではないし、学校としては周りの環境がまっとうになって豊かになっていくことが望ましいと思っているという発言がありましたので、それを受けてやはり放課後とか、地域社会とか、そういう学校の外

側にある機能というか、そういうものを子どもの権利条例で方向付けるという思想が必要になるのではないかなと思いました。

委員長 ありがとうございます。さて時間もだいぶ経ってまいりましたけれども、とりあえず学校との関連では一段落つけまして、あと家庭における課題でしたね。家庭におけるという風になると、すぐ子育てということになってまいりましょうが、ここの問題で大事なのはどの辺になりますかね。さっき R さんにも言って頂きましたけれども、さらに付け加えることはありませんか。子育て、保育、幼稚園あたりで条例に盛り込めるもの。

R 委員 盛り込めるかどうかはわからないのですけれども、私は妊娠したお母さんが子どもを育てていく中で保健所に行ったり、母親教室に行ったりすると思うのですけれども、そういう時を利用して「親育て」というか、子どもがこういう風に育っていくよとか、もう少し具体的に子どもに関わることを伝えていく場所があると、生まれてから泣くのが困るとか、こういう風にするのが困るということが少なくなるのではないかな。そこから始めてあげる必要があるのではないかなと思っております。生まれてから早い時期に、子どもたちが育っていく過程で誰に相談するかという所はだいぶ開けてきているような気がするのですけれども、それでも保健所にも行かない、自分1人でという人が多くなる傾向にはあるみたいなのですね。それで帯広かどこかは来ない人に向けて、「こんな風にしていますか？」という手紙を出すという話も聞いているのですけれども、行っている人は安心な人で、行かない人が心配な人という状況にもなりかねないので、保健婦さんやそういう人の助けも必要なのかなという気がしております。

委員長 ありがとうございます。B さん、虐待のことについて書いて頂くということでお願いしたのですが、家庭、子育ての課題ということで子どもの権利、その点から我々が考える時忘れてはいけないなということがあったら、1つご指摘頂きたいのですけれど。

B 委員 前の会議でも言ったのですが、いいですか。同じことばかり話すと時間がもったいないかなと思うのですけれども。私としては学校の先生方のサポートをというのと同じように、家庭においてもお父さんもお母さんも忙しいという状態で、だから学校だけに負荷をかけて、「先生、頑張れ」と言ってももちろんそれは無理なのだということと同じように「家庭のお父さん、お母さん、頑張れ」と言うだけでも、それは無理。でもこの流れで行くとトランプのジョーカーのカードを回してくれる地域にといっても、地域がないから無理となると、トランプのジョーカーのカードの行き場がなくなるかと思うのですが。私、普段よく保育園の先生と、話している時に困ったお母さんという話がよく出てきて、困ったお母さんの特徴というか、その問題のところの把握を丁寧に見ていくと、やはり今 R さんが言って下さったように親御さん自身の未熟さとか、知らない

というところの問題が1つと、親自身の方が何かしら後ろめたさがあると。それはかなりの部分が生活困難な部分とリンクしていて。私も今中学生のスクールカウンセラーをしているけども、やはり中学校のPTAに積極的に参画しないで、なるべくサッと逃げるような対応をする。お母さんなり、お父さんとしての未熟さの部分があるけれども、それと同時に親御さん自身の基盤の部分の弱さというところがあって。これは親部会のまとめにも出ていたのですが、親の方も支えていかないと子どもというのは支えきれないのだなと。家庭における課題のところ、もちろん家庭における課題を「今時の親御さんは」ということで、挙げようと思えば、学校の先生も出せるだろうし、保育園の先生も、幼稚園の先生もみんな出せると思うのですが、そうではない形で、親も支えていくという形で子どもの権利を守っていくというところに持って行ってほしいなと思っています。

委員長 わかりました。なるほどね。親に対する支援というか、サポート。子育ての問題を考える時に、これは忘れていけないようですね。わかりました。あとどうでしょう。この家庭における課題というと子育て。今、親の子育てサポート支援ということのほかには子どもの権利の点から。

N 委員 親を支えていく形というのを整えていってほしいというのは第一なのですが、子どもの健康面から予防接種を受けさせない親も出てきていまして、実際子育てサロンなんかで全身ブチブチと水疱瘡なり、はしかなりが出ていて、明らかに来ない方がいいとわかっていても、来させる親が近年目立ってきています。聞くとやはり予防接種はお金がかかって受けていないとか、そういうところで保健の中で決まっていることはなるべく守ってほしいというお母さんの声が聞こえるわけですよ。その辺の整備というか、予防接種を受ける、受けないの自由はあるかと思うのですけれど、もしかかった場合には公共の施設には来させないとか、そういう社会の最低限のルールを一応守るような、家庭を教育的に導くような内容を盛り込んでほしいなといったら言い過ぎですかね。あと妊娠すると、確かに母子手帳が渡され、健康診断に行かなければ、札幌市は保健センターがよくやっているのですが、保健婦さんが定期的に家庭訪問しているのですよね。地域の中でいろいろな所に出てこないお母さん方には、地域の育成委員とか、民生児童委員さんが家庭訪問して下さいということで、そういうところをカバーする動きはあるのですが、なかなかそういう活動をしていく人材が最近不足しており、問題を抱えている家庭に入って、そして話を身近で聞いてあげる信頼関係が持てる、支えになるような地域家庭というか、そういうシステムが身近にあればいいかなと思うのですよね。あともう1つ。保育園も幼稚園もいない子が3分の1弱いますので、その辺の対策も考えて下さるといいのではないかなと思っています。希望的なことばかりで申し訳ありません。

委員長 いろいろ家庭の中を考えると重要な具体的な問題というのが出てきますよね。今、Nさんが言ったようなことも含めて、親の育児支援というのはそこまですっと幅広く含まれるのでしょうか。

副委員長 アンケートの項目の中で、「親の気持ちを気にしているかどうか」というのが「お母さんに産んでもらって感謝しているか」「家族を大切にすることを身につけなければならない」「家族を大切にすることを身につけなければならない」「親は子どもをよい子に躡たくて厳しく躡ている」という項目があります。この家族に関する質問を読んで、家族に頼っているように見えるけれども、家族から何か教わったり、社会の決まりを家の中で躡てもらって、社会に行く準備をしているという感じを子どもたちは持っていないということが、よくわかるのですね。教える力がないから教わる気がないのか、その辺はわかりません。しかし家族の中で子どもがどういう気分で過ごしているかという、やはり頼りない大人と感じているという印象を受けるので、Fさんが先ほど子どもは自分が好きですかというのに対して、好きだと答えていない子が中学生、高校生と多くなっていくのかなという言い方をしていましたけれども、家族に対しても産んでくれたことは感謝しているけれども、それ以上の感謝はしていないという家族観がそこに出てきているとしたら、こういう非常に冷たい、割り切った気持ちはどのあたりから出てきているのかをやはり見なければいけない。そういう立場に立って、家族の課題とか、家族に期待するものを考えなければいけないと思います。例えば家族も、子どももそうですけど、社会の仕組みとか、社会にどういう職業があってどういう風なことを学ばないといけないのかとか、勉強はどういう風にしたらいいのかという情報をどうやってキャッチしているかと考えますと、印刷した物や書いた物で理屈を持って考えているのではなくて、噂で動いているのではないかと。そういう情報処理の仕方に対してきちっと何か方向付けられるようなものが出てくれば、札幌らしいものが出るかもしれない、そんな風に思いました。アンケートを読むのは、私も今見たばかりなので、皆さんと同じレベルでしか読めないのですけれども、やはりいくつか特徴があるのでそのあたりから条例に期待されるものというのを提示できると思います。皆さんにもこういう所を見てほしかったのと、家族についての課題が少し行き悩んでいるようなので考えを整理して行くべきだと思います。

委員長 ただ難しいのですよね、家族の中での権利関係をどういう形にするか。ほかの条例を見ても家族は大事で、愛情豊かにどうのこうのという記載にはなるのだけれども、なかなか難しいですね、これは。

B委員 この家族を大切にすることを身につけなければならないという質問は、逆にこれに「ノー」と答えるのは難しい状態で、家族を愛するべきだというのは誰の価値観の中でも当たり前のようにという感じで刷り込まれるというか、だから

こそ逆に家族というのは、家族の中の殺人事件がドロドロしているようにしんどいのだろうな、家族だから愛さなければならないという風にいつも外側から強制があって。でも家族といっても、やはりその家族の構成員なり、その時の状況で問題やトラブルが起きるのも当たり前なのだけど、でも家族だから愛さなければいけないという、当たりのというか、当たり前になっているようなものを強制された時には私たちはしんどくなっていく。だから権利条例のところにしても、私がさっき親、特に今のところは子育ての大部分は母親が担っているんで、母親が母親愛とか母性愛という形で子どもの権利を守るためにお母さんが犠牲にという形の部分で、子どもの権利をただただお母さんに特化されないように持って行ってほしいなと。だからといって私は逆に家族を大事にしなければいいということを言いたいのではないし、やはり家族というものは私も大事なものだと思いつつも、大事なものだけにそこに、家族愛みたいに持ってくと当事者は厳しいだろうな。特に子育て真っ最中のお母さんなんかは厳しいだろうなと思っていますが、それをどういう風に条例に落とすのかという問題もあるかと思えます。

委員長 条例を読んだら、かえってしんどくなってしまったというのでは困るので、さっきFさんが先生たちに元気を与える条例と言われたけども、似たような意味で親ももう少し肩の力を抜いていいのだよという、そんなメッセージが盛り込まれた方がいいのじゃないかな、やはり。基本的には子育て支援というような観点からの問題意識でいきましょうかね、この問題は。地域ということになったら、皆さん、どうです。これはリンクしていますからね。輪切りにして議論というわけにもいかないのですけど。地域における課題という捉え方をすると、これはもうすでに居場所だとか、なんとかという話からも地域の方へ問題が移ってきてはいるのですけども。Hさん、執筆のところでも地域と子どもという大変書きづらいところを振ってしまったのですけど。

H委員 はい、そこではさっき言った中学生の居場所をどうするかということと、あとは子育てについてですが、今度地区センターなんかではお金を取る、今度、札幌市は全部有料になるのです。

委員長 何のセンターですか。

H委員 子育てで1歳とか2歳の子を集めて、近所のボランティアが来て2時間ぐらい楽しく会館で遊ばせているのだけど、その会館も全部お金を取るようになるので、参加者から1人100円か200円取ってやるという話はしています。札幌方式も大変いいなと思っていつも見ているので、これも財政の問題かなと思っていて。あと私は地域のいろいろなこともやっていますから、特に子どもを見守るというか、下校時に、例えば八軒北小であれば19の町内会があるから、そこで1週間に1回ずつ当番を決めて、1つの町内会から5、6人出して子どもたちを見守る運動をやろうとか、いろいろな話をしているのだけど協力して

くれるのは5つか6つぐらいだけでなかなか行かないのだけど、どの地域でもそういったことをこれからしていかなければいけないなど。子どもを見守るという意味でも、不審者、変質者から守るということもあって。あとは挨拶運動だとか、いろんなことをけっこうやっているのですが、なかなか横に広がっていかないのは「何で年寄りばかりそんなことをしなければいけないんだ」とか、「子育てが終わった年寄りばかり、何で期待するんだ」とかけっこう怒られることもあるのだけど。それはそれとして、地域として地域の子どもたちをみんなで見守り育てるということを運動としてやるべきだということもぜひ載せながら、連合町内会などに働きかけながら運動を進めていければなと思っています。少しずつ今実践をやっているのだけど、なかなか本当に進みません。以上です。

委員長 本当にそうですね。子どもを育てるのは、「地域社会」でというのは先ほどのKさんのお話とつながるわけですね。それで気になったのですが、保育士さんだとか何かと懇談した時にもっと自然に触れ合う、自然が足りないということを言っていましたよね。東京の子どもたちだったらいざ知らず、札幌にいながら自然に触れられない子どもたちというのはいったい何なのだろう、あれはいったいどういう風に考えたらいいのでしょうか。

R 委員 札幌って自然があると思うのですがけれど、自然の中に行かなければ自然に触れ合えないと思っているのが親の立場なのではないかなと思うのです。例えば木がいっぱいあるところとか、海とか自然のあるところに行かなければ自然ではないという考え方があるみたいで、だから自然がない自然がないと言われるのですが、札幌は自然があると思います。

委員長 そう感じるのが自然かなと思ったのですが、そうですね。

C 委員 私は整備された小さな公園はあちこちにあるのだけれども、子どもがそこで例えばボール遊びをしようとしたらボール遊びはできないとか、あるいはゲートボールの会場になっておじいちゃんやおばあちゃんが元気に場所を占領していて、子どもはそこでは遊べないとか。そういう現状があるかなという気がするのと、もう一つ、もっと自然というのかな、東京でいえば世田谷のプレイパークというのがあると思うのですが、何か遊ぶ施設を用意するというよりは、もう少しいろいろなことを体験できる、どろんこ遊びもできて多少のケガもそこは仕方がないという場所。そこを納得した上で利用できる、それこそ自然を体験できるというか、自然を使って遊べる場が札幌にはないのではないかなと、作っていく必要があるのではないかなと思います。

I 委員 今お話があったように札幌の場合は児童会館だとか、そういう建物の中に入る場合の健全育成というのはすごく進んでいると思うのだけど、外で遊ぶということに対しての、今世田谷のプレイパークの話も出たんですけど、公園を要するに火も使えるような遊びの場にしていってというのが、全国的に自主的

な活動としてたくさん出てきている。やはり札幌も自主的にするか行政がするかは別にしても、外で遊ぶというか、外で何か活動するということを広げていった方がいいのではないかなと。みんな家へ家へ、建物の中へ中へということで、地域には子どもが全然いなかったり、地域に出ると危険があるというか、変なおじさんに、変な人に呼びかけられるという心配があるのだけど、そういう風に地域の遊びを作っていくとそういうことから守れていくのではないかなと思うのですよね。だからやはり公園の在り方もそうだし、バスケットとかそういうのを作ってほしいというのがあったのだけど、そういうところも考えていったらいいのではないかなと思います。

委員長 Rさん、外で遊ぶということとの関係でいかがですか。

R委員 幼稚園などの園庭も開かれた幼稚園と言われるのです。だから園庭を開放しなければいけないのだけれども、「今は危ないから閉じましょう」ということになってきています。私は開けていると、地域の人たちがみんな遊びに来るのですね。そういう風に相反する考え方が今あるものですから、場所は限られたことにしか使えないということがあるのだと思います。簡単に言うと、私の幼稚園の一番近いところには図書館があり、そこは個人で利用します。団体は利用しませんとかね。それから公園があるけど、その遊具はあまり管理されていないからトゲが刺さるよとか。そうするとすごく難しく、その管理もしてもらった上で使うのか、私たち使う側が管理しながら使うのかということになると大変だし、先ほど皆さんがおっしゃったように、近くに公園はあるけど、そこは誰が対象として遊ぶのか、それがすごく限られているのだと思います。ですから遠くまで行って帰ってくるのに遅くなるとか、遊ぶことを目的にそこへ出かけていかなければいけないという状況が今あるのだと思います。いいテーマパーク、いい公園はたくさんあるんだけど、使用目的が限られているというのが札幌の現状ではないかなと思います。

委員長 やはり何か起きたら市の責任を問うなんていうことになるから、考えなければいけませんね。

副委員長 私が保育所と幼稚園の保育者の養成をしていてアンケートを取った時に、家に帰って周りの場所でダイナミックに遊んでいる子というのは少なく、やはり家に帰ったら家の中。そして幼稚園、保育園に来たら園庭を含めた幼稚園、保育所の中で過ごすということで、それをもっと広げたいという保育者の考え方はあるのだけれども、今の皆さんのお話のように目的がしっかりしていないとそこに出かけたり、お金を払わないといけないような場所があったり、交通の問題があって道路を挟んで、向こうに公園があってもなかなか気軽には行けないといった問題も後ろにある。自然があるのだけれども使い勝手がよくないということと、もう1つは調査の中で「あなたが落ち着く場所、ホッとする場所」で「自然」というのがすごく多いのですよね。札幌の人は逆にものすごく

自然を大事にしているというか、欲しているのだらうと思うのです。だからその要求が十分満たされていない部分もあるのではないかなと思って、幼稚園、保育園の先生が一番、自由に遊ぶということを目指しているところほど、そのギャップに気がついて発言しているのではないかなと思います。

委員長　ただそういういろいろ使い勝手が悪くて、いろいろな制約があってということで、子どもの方が遊ぶことを遠慮してしまう、萎縮してしまうというような現状があるのかな。そういう認識で我々はいいいのかな。

I 委員　場所だけではなくて、例えば児童会館に行けば指導員の先生、指導者がいますよね。それと同じように学童なんかでも指導員が子どもと一緒に公園で遊んでいると、その地域の子もたちがワッと寄ってきて一緒に遊ぶ。だから外でのそういう遊びの指導者みたいなのも求めているのかな。だからそれが地域のお年寄りと一緒に何かをすることでもいいと思うのですけども、公園で電車遊びをするでもいいし、何でもいいのだけど。そういうものを求めているのではないかなと思うのですよね。

委員長　昔の子どもは勝手にやっていたのだけどね。指導者がいなければいけないとなると難しい時代ですな。

F 委員　この間、児童会館に勤めている方が言っていたのですけども、私もその通りだなと思ったのは、子どもたちにとって大切な3つの「間」が奪われていると。「空間」と「時間」と「仲間」という言い方をされていて、この3つが揃うと今の子どもたちもよく遊ぶよと。児童会館に来る曜日によって子どもの人数がものすごく違うのだそうです。学校が早く終わる日はたくさん来るのですって。6時間ある日はほとんど来ない。だから子どもは時間がない。別の高校の先生が言っていましたけども、今小学校から大学までダブルスクールだと。大学生も就職のために専門学校に通っている時代だという話をしていましたけれども。子どもは猛烈に忙しいと。そういう反映なのではないか。だから子どもにその3つの間を保証してやれば、子どもは遊ぶのではないかと思いました。

委員長　そうですね。時間はあれだけど、空間と仲間ね。仲間がないと遊べないですよね。これをどう権利条例に反映するかというのはすぐには分かりませんが、問題だけは皆さん共通に認識いたしましょう。その原因がいろいろな施策にあるのはともかくとしてね。こういう問題があって、子どもは大変苦しい状態であるということだけは認識いたしましょう。さあ、地域との関係ではそんな所をおさえておいて。

A 委員　さっきの園の開放ということにつながるのですが、学校の開放ということが繰り返し議論されるのですけども、今のこういう事件の中で閉鎖の方向にずっといっているところをどうやったら、どういう条件が整備されたら本当に開放して地域とつながっていくような、学校の密室度を低くするというか、つながっていけるのかなということをもう少し議論できたらいいなと思いました。ま

た、札幌市で地域ということを考える時にきっと子どもにとっては身近なテリトリーというのがあると思うのですけれど、地域全体としてみた時にもう少しネットワーク的なものも意識してほしいなと思っていて、やはり子どもにしても、さっきの保護者というか親支援にしてもこういう人がこんな風に見えるよということが、もっと身近に、情報として届くような仕組みを作ってほしいなと思うのですよね。だからエリア的な地域だけではなくて、人的なところも含めた地域を考えてほしいと思いました。

委員長 Kさん、学校開放への道というのは、今は確かに大変厳しいですけども、どの辺に可能性はあるのでしょうか。

K委員 そうですね、学校を開くとよく言うのですけど、開かれた学校とか、信頼される学校とかいろいろあるのですけれど。中学校とか小学校だと例えば学校公開日を定期的に持っているだとか、地域にも来て下さいとか、いろいろな行事でも来て下さいと言いますよね。あとは健全育成の推進会が年に何回かあって、町内会の方であるとかいろいろな情報交流というのは行われているのですが、それは地域の方にもお願いがあるのだけれど、それぞれの立場でお話をするのですが、本当に今の学校の実態を理解されているかなというとなかなか難しいし、また学校も本音の部分と言わないで表面だけ言っている部分があるかなと正直思いますね。町内会の方もたくさん来て頂いて「こういうところで協力するよ」とか「いろいろパトロールもやっているよ」というお話は受けるのですけど、その連携が実際にスムーズにしているかといったら、っていないなという気がすごくします。だから私は地域の子どものために、昔のおじいさんやおばあさんではないけれど、「どここの何々ちゃんダメだよ」とか、そんな声かけ運動やそういうつながりが今はないので難しいかもしれないけれど。そういった運動をして頂き、学校にも来て頂いて、自分の孫でもない子どもでもなくても学校の様子を見て頂ければ、また本当に学校への支援者というか、あるいは学校もいろいろな形で地域や保護者の皆さんに本音でお話もできるし、関わっていけるのかなという気がするのですよね。近年よく言われているのですけれども、これがいいぞということがなかなかなくて。いろいろな学校でそういう開かれた学校のいろいろなこともやっていますが、反面危機管理の問題もありますので、難しさというのもあるなど。全然答えにはならないのですけど、実態としてはそういう風に思っています。

0委員 私は札幌に来て今年で6年目です。多分この中で一番札幌歴は若いのだと思いますけど、私の頭の中にある地域と、札幌にずっと暮らしていらっしゃる方の地域というのが、ずっと見えてこないのです。私の場合は、小学校区とかではないというか、住む地域です。皆さんがおっしゃっている地域というのはどういうものを念頭に置かれているのですかね。いわゆる小学校区なのか、中学校区なのか、それともいわゆる東区とか北区なのか。それかいわゆる隣人の顔

がわかるとか、そういうレベルなのですか。そういうものではないのですか。私もずっとこの6年間町内会費を払っているのですね。でもなんの恩恵も被っていないというか、自分がどんな地域に属しているかもわかっていないものなので、すいませんが、どうなのですか。

委員長 問題によっていろいろ地域のとらえ方はありますけど、我々が多分ここで言っている地域というのは、子どもたちの日常生活のエリアということになれば、小学校がだいたい日常生活と重なるエリアになるのではないですか。例えば高校あたりに行ってしまうとずっと離れた所に行ったりするから、それでもやはり自分の生活のエリアというのは昔からそこに住んでいる限りは小学校区とだいたい重なっている。あまり東区全体とはこの場合考えないかもしれないね。

C 委員 地域はかなり人によってイメージは違うかなと思うのですけど。自分のイメージでは、自分の子どもが小学校に通っていた時は小学校、中学校に行けば中学校という風に広がっていくのですけど、さっきAさんの話にもネットワークとか、人的地域とか。人的という部分が少し気になったのですけども。例えばスポーツ少年団とか、サッカーチームとか、少年野球だとか、そういう所で集まっているメンバーも含めて、その関わりを持っている人方を含めて地域というのが、あるのではないかなと思っています。あってほしくないのですけどスポーツ少年団なんかで勝利至上主義みたいになってしまうと、子どもたちに体罰的な部分があると嫌だななどと思うものですから、地域の捉え方はいろいろあるのだけれども、私は地域団体というか、スポーツ少年団みたいなものも含めて視野に入れておいた方がいいかなと思いました。

もう1つだけ言わせて下さい。私は高校なのですけど、高校に入ってくると地域は本当につながりがなくなって、今いる学校とその周りの人方というのはほとんど関係ないのですよね。ですからグラウンドの砂がかぶって迷惑だとか、あるいは学校祭でうるさいだとか、そういう感じになってしまっている現状があるのですよ。ですから学校が移転してくると迷惑だとかね。あるいは移転して行ってほしいとかね。非常に難しい問題があると思うのですけども、学校とその周りの地域の人々というのは協力関係を持っていかなければならないのではないかなと思っています。以上です。

委員長 そうですね。

N 委員 子どもたちに同じような地域のサービス提供があってほしいなと思うのですよね。例えば児童会館だって小学校区に1つ完璧にあるわけではないですから、それを整備して行ってほしいということと、教育委員会が生涯学習で開放図書館事業というすごく立派なことをやっていますので、それも全部の小学校でぜひやって頂きたいと思うのですよね。

委員長 何事業とおっしゃいました？

N 委員 開放図書館事業ですね。札幌の場合は札幌式といいましてボランティアさん

で支えておりました、神戸の場合は司書さんを雇っているのですよね。神戸の殺傷事件があった時も神戸の開放図書館事業が札幌方式だったら、人間性が変わったのではないかなと、その時の裁判所の調査官と話をした時に思いました。札幌はすごくいい開放図書館事業をやっていますので、ぜひこれを小学校全域に広げてほしいと思います。そして冬の居場所の確保。あと子どもたちの交通安全面。学校の周りに平気で雪を捨てる地域の住民の方。せっかく通学路を除雪したにもかかわらず、そこに雪を捨てる。やはりそういうところで地域が子どもたちの安全を支えるというところを全体として考えて、そして見守るという姿勢が芽生えてくれたらいいなと思いますので、そういうところを条例に盛り込んでいけたら。あと札幌市の道路の除雪の仕方が、歩道をあげなければいけないという除雪をしていて、歩道と大きな道路の間に雪山があるのですよね。あれはどうしてそうなのかわからないけど、歩道はほんの少ししかないから子どもたちは歩道を歩かずそれで道路を歩いてくるわけですよ。だから冬の間は、ガバーッと大きな道路を1本造って下さった方が子どもたちは見晴らしもよく、学校から歩いてくる時にその雪山を登って滑って降りてくることもないと思いますので、そういう冬の雪道安全対策のことも考えてほしいなと思います。

委員長 札幌的といえばこれほど札幌的な話はないのですけども、安全ということは地域との兼ね合いで考えていくという、この視点は大事にいたしましょう。まだ発言の足りないという方はいらっしゃいましたら。

A 委員 すぐ終わります。マイノリティのことを書くということになっていて、今日現状把握という所で随分抽出して頂いているのですけれども、基礎的なデータがおそらくほとんどないのではないかと想像しているのですが、こういうものがあるというのがあったら教えて頂きたいと思うのですね。

委員長 どういうデータですか。こんなデータはないかというのは未来局を通してお願いすればよろしいのではないのでしょうか。

A 委員 わかりました。

委員長 今日多分初めてかもしれませんが、こんな濃密な議論をしたというのは。お疲れでございましょうけれども、この後は10月4日までにそれぞれの担当している部分をだいたいA4で1枚ないし2枚以内くらいで収めて提出して頂く。それと今日の議論を合わせて叩き台を作って、10月4日に原稿を出して頂きます。それで10月15日までの間で一応叩き台、原案を作って、それを23日の原案検討会に間に合わせられるように皆さんにお送りします。そういう原案があればいろいろ議論も熱を帯びてくると思いますので、この23日にその議論を期待したいと思います。まずそこからスタートでございまして。そして全体会は10月23日と11月19日の2回しかないのですけども、その間に正副部会長会議を適宜開きまして議論を煮詰めていきたいと思っております。本当は中間答申でございまして、そんな中間答申が大部になってしまうということはあまり考えており

ません。条例づくりの基本的な我々の理念というか、方向性を市民の皆さんにわかって頂くために発表するものですので、そう大部なものではございません。そういう基本的なところに間違いがないように2回の委員会でチェックして、まとめていきたいと思うのです。そして最後は12月9日の段階で中間答申を確定したいと思っております。とにかく時間が限られておりますけれども、その分臨機応変に対応していきたいと思っておりますので、基本的にはこの日程でいきます。ですから皆様方におかれましては10月4日までに執筆原稿の提出をお願いしたいと思うのです。

10月15日の中間答申原案作成というのは正副部長会議ですね。部長の皆様は15日の日程をよろしく願います。これは正副部長会議ですので、全体会ではございませんよ。では15日の正副部長会議は夜6時からにいたしましょう。23日は1時からということで、時間がかかるかもしれませんのでお覚悟のほどよろしく願います。とにかく原案ができれば何となく道は見えるかなと。

A 委員 前回議論した時にFさんが言っていた市教委の方に入って頂いて議論する場というのをぜひ保障してほしいと思うのですよね。例えばマイノリティの問題で言えば抽出に出てきましたけれども、本当の意味での統合教育をという意見も出ていたようなのですけれども、そういう話をするにしてもここだけでは全然一方通行になってしまうというか、具体化していかないとします。

委員長 どうでしょう。一緒に、課長、教育委員会の方に議論に参加して頂くということは可能でしょうか。

事務局(課長) この間お話をいたしまして、都合が合えば出席させて頂くということでした。

A 委員 オブザーバーとして参加されるのではなくて、こちらからも質問をしたいし、いろいろ意見も言ってほしいし、そういうキャッチボールができるような人に来て頂きたいと思います。

委員長 だからAさんのマイノリティの問題について「この辺がわからない、疑問だ、資料は？」というのがあったら、それは直に。

事務局(部長) 今のお話はこういう全体の検討委員会の中で、例えば状況はどうですか、考え方はどうですか、そういうやり取りをしたいということですよ。協議してきます。出席については一応現在協議をしておりますので。ただいきなりその場で質問が出て、すぐお話ができるかとなると、現状説明はできるかもしれませんが、考え方の部分で一定の整理も必要かと思っておりますので、できればあらかじめお話の内容がわかれば幸いです。

委員長 具体的な質問というか知りたいことがあったら、それは事前に未来局を通して。ですから23日に教育委員会の方が出てきている議論に参加して頂くとして、それに向けての各委員の質問事項というのがあったら15日までくらいに

未来局に集中して頂けませんか。それを参考にして議論に参加して頂く方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。もしそうなったら何でもいいですよ。要するに全体会に来て頂いてですので、みんなで議論して意見交換すればいいのだから。特に自分のテーマでAさんのようにマイノリティのところではわからない所があるというのであれば、それは個別に聞けば教えてくれると思います。10月4日に間に合わないじゃないかという部分については先に聞いたっていいわけですよ、個別の問題についてはね。資料みたいなものでしょうから。そういうことにいたしましょう。それから最初の段階で、今後の問題としてCさんから出た「子ども委員会」、多分私のイメージとしては、中間答申はともかくとして条例の作成の段階で子どもの意見を聞き、それをフィードバックしながら議論していきたい。そういうプロセスを作るべきではないかという主旨でしょうか。

C委員　　子どもの意見を聞くということのももちろんすごく大事なのですが、子どもにきちっとそれを議論させる。私たちが作ったものを子どもにきちっと議論してもらおう。それで例えば修正なら修正を加えてもらおうという、そういうことが必要なのではないかと当初から言っているのです。

委員長　　それは条例としての素案ができたあたりを子どもに見てもらおう。

C委員　　できれば中間答申を、時間的なこともあるのでなかなか中間答申を一緒にするのは無理なのですが、少なくとも中間答申を見てもらって、そしてその中間答申を私たちが「こういう考え方だよ」ということを彼らにちゃんと説明して、そして討議してもらい、いろいろな意見をもらう。修正意見なら修正意見をもたらすというようなことをする。そしてそれ以降子ども委員会をずっと継続して頂ければ、条例案を作る時にもいろいろなキャッチボールができていくのではないかなと思っています。

H委員　　さきほども言いましたが、二セコのまちづくり条例の中で、小学校、中学校で子ども委員会というのを作って、それは単なる「ごっこ」ではなくて、きちっと子どもたちに小さい時から自治意識を植え付けるという1つの教育の1環というか、町の子どもたちにそういう意識を育てるという目的でやっている。あくまでもそれを狙っているのです、それを中間答申の段階から、はじめからそれを狙いながら、校長会や関連のところをずっと含めてやればいいのかと思っています。

委員長　　これから先の具体的な進め方というのは決まっているようであり、まだまだ白紙なのですが、条例ができるに従っていろいろな市民の意見を聞いて反映してということをしていかなければならない。そのやり方の1つとして子ども委員会というようなものを作って、そこに意見を聞くというのほかに自治体とかではやっていますね。来年条例づくりに入ってから、作りながら意見を市民に求めてということの具体的なやり方については、どこまで具体的に

ているのですかね。

事務局(課長) 中間答申ができた時にもう一度手紙ですとか、ホームページですとか、そういう形で市民の方に意見を聞くということはもちろん考えております。それから最終的に一番大きいのは中間答申の前にパブリックコメントを実施いたしますので、そのところではもう一度最終答申の骨子案みたいなのができた時には意見を聞くことは考えておりおますけれども。

委員長 パブリックコメントというのはどうやって具体的取るのですか。

事務局(課長) パブリックコメントは、条例の骨子案ができた時に、それを市民に広く配布物などで広めて、それに対して意見を求めるという正式な条例で定められている手続きです。この頃いろんな条例、大きな条例をやる時に必ずやっています。

委員長 黙っていてもやらなければいけないのですね。

事務局(課長) はい。

委員長 それはそれとして子どもの問題だから子どもに聞く子ども委員会みたいなのが。これはまだ考えていなかったですよ。

事務局(課長) 今考えたのは子ども議会を1月に実施するのですけれども、その中で子どもの権利に関する、できれば特別委員会みたいなものを作りまして、このことに関して議論して頂こうと思っておりますけれども。

委員長 もしやるとすると子ども委員会を公募するか何かして組織しなければいけないわけですよ。

事務局(課長) 子ども議会は毎年やっておりますけれども。

委員長 それとは別にやろうとすると1から組織化というか、集めなければいけないわけですよ。

事務局(課長) そうですね。原則的にはそういう形になりますね。

委員長 それよりもその子ども議会を利用してといったらあれですけども、そこにその役割をお願いするというやり方は可能なのですか。

事務局(課長) いいえ、ただ1月の時点ではまだ素案づくりというのはそれからという形になるでしょうから。

委員長 まだ時間はあると思いますけども、議会というのは1回こっきりで終わりなのですか。

事務局(課長) いいえ、10月から6~7回ぐらい、集まって頂きまして、子どもたち自身にいろいろ調べてもらったりして、意見を作っていくという形になります。

委員長 ですからもうそうやってスタートしていて、例えば1月以降に。

事務局(課長) 1月は本会議場で市長に対して、その意見を表明するといいますか、質問したりとか。

委員長 それが最後なのですか。

事務局(課長) 最後です。その1月が一番最後です。本会議場でやるのが一番最後です。

委員長 それに間に合わせるようなというのは現実的にできないわけですよ。だからそこに集まったお子さまたちに子ども委員会をお願いするか。

事務局(課長) 子ども議会で公募する子どもたちというのは子ども議会のために集めていますので、それを越えてということが可能かどうかというのは、その子どもたちに聞いてみて、もしさらにやりたいということであれば可能だとは思いますが、ですけれども。

委員長 確かに子ども委員会ができて、そこで意見を聞くことができれば何よりだと思いますので、時間的な制約もある中でどれが一番現実的なのが正副部会長会議で議論いたしましょう。ここで新しく一から作るというわけにもね。なかなか簡単にはいかないのですが。考えましょうよ、それは。

〇委員 子ども議会でやること自体は悪くないし、それはそれで私はオーケーだと思っています。ただ子ども議会の議員の資格が果たしてそれでいいのかと私は前から思っているのだけども、小学校の5年生から中学校2年生までということに限られているのですよね。ですから高校生まで含めてぜひ子どもに検討してもらいたいということで、私は考えて提案しているわけです。

委員長 だからなかなか難しいけれどやる価値はある。考えましょう。あとアンケートをもっとやりたいというのがありましたな。アンケートはまだやらなければなりませんか。

〇委員 やりたいことは2つ。1つは子どもの意見を聞くことで、もう1個は権利条例、条約でもいいのですが、啓発活動を行いたい。市の方が平成7年から小4と中1ですか、パンフレットを配っていらっしやると。そうなるとうちょうど10年前だから、今年成人になられた方がもっと知っているはずなのだろうけれども、いろいろ聞き取って見た時に、どうも「ああ、そんなのあったね。そんなことだったんだ」と意外とリンクしなかったのですね、中学生か高校生。だからアンケートみたいな感じで、双方向的に私の頭にあるのは多治見市のクロスワードパズル。喜多先生が見せて下さったチラシなのですが、あんな形で子どもたちに、学校現場に配ってあげて遊んでもらえると面白いのではないかなと。そこからどう意見を拾うのかということとあれなのですが、とりあえず私の頭の中にあるのは啓発というのがすごく大きくて、そしてできれば意見を聞きたいなと。

委員長 それは子どもたちが作っているということをよく知っていないとか、市民にあまり知られていないこととの関連で、その広報、こういうのを作っていますということを広報啓発活動としては考えなければいけないわけですよ。その一環として、やり方として何がいいのかということは議論しなければいけないけれども。クロスワードパズル、作ってみますか。広報に役に立つようなことであれば、現実的にできる限りやってみましょうよ。もう少しそうしたら具体的に計画を提出して下さい。

0 委員 例えばこれが私たちがこの間使ったアンケート。私たちが独自に作ったアンケートなのです。見てもらうとおわかりになると思いますが、けっこうカラフルに作ったのです。それで私たちはちえりあと子ども館でやったらなかなか面白いのができたのです。これはアンケートしかやっていないのですけど、こういうのを計画案として出せばいいですか。

委員長 アンケートをして、それを集めてまた分析というのはなかなか。

0 委員 先ほど聞いていたら、子ども委員会ができる。そこで子どもの意見が聞けるなら、それはそれでいいのではないのかと思いつけているのです。

委員長 こう言うのはなんですけど、できるだけ使えるものは使いますが、手間がかからないようにいい結果を頂くということで、議会を利用できるものであれば是非使しましょうよ、それは。それも1つの子どもの意見の反映だと思えますから。もう少し具体的に考えよう。何といてもスケジュールをこなすだけで、なかなかその宣伝広報というところまで頭が回らない部分がありますので、そういう提案はどしどしお願いしますね。

D 委員 広報というところなのですけども、子どもの権利条例についてのホームページも作りますというお話をこの前の委員会でもされていたのですが、今現在の未来局の子どもの権利条例制定に向けてというホームページがあるので、そこを開きますと会議報告結果とかも出ているのですが、残念なことに1回目の会議報告以降は全部準備中になっていて見られない状態なのです。それで細かく説明する必要はないと思うのですけど、こういうことを話し合いましたとかぐらいはわかるように、次の委員会があるまでにはそれができているのが普通ではないかと思うので、その辺はきちんとやってほしい、お願いします。やってほしいと思います。

委員長 まだ準備中だった？

事務局(課長) 会議結果報告が少しわかりにくい面もありますので、もう少し簡潔なものに作りかえて、できるだけ早くホームページに載せられるような形にさせていただきます。

委員長 あまり詳しくなりすぎるとかえって誰も見なくなってしまうので、程よい量で。お忙しいとは思いますが、よろしく願いいたします。というわけでやっと終われそうなのですが、あとはいかがでしょうか。事務局の方から連絡ございますか。

事務局(部長) 一言なのですが、先ほど教育委員会の関係で、学校の運営に地域ですとか、児童生徒が加わるということで、教育委員会で今調べておりますので、今の状況を教育委員会の方から説明してもらいたいと思いますので、お時間を頂ければと思います。

教育委員会 失礼します。教育委員会学校教育部指導室のPと申します。よろしく願いいたします。Cさんが話題に出されていたらっしゃいました学校運営協議会につ

いて調べてまいりました。これは別名コミュニティスクールとも呼ばれておりまして、制度的には先ほど0さんがおっしゃられていましたが、地教行法という法律の改正で、平成16年9月に改正されました。それを受けて準備を進めて、平成17年度初めから東京都や福岡県などのいくつかの学校でその制度の試行を行っている段階にあります。そういった動向を見ながら、札幌市においては調査研究を行っているという段階にあります。ですから札幌市ではその制度を活用しているという例はまだございません。

地域に開かれた学校ということで申し上げますと、現在進んでいるのは2つございまして、学校評議員制ということと、それから学校評価システムとがございまして、学校評議員制については数年前から各学校が取り組んでおりますが、ご存知の方も多いかと思いますが、各学校ごとに評議員の方を地域の方ですとかにお願いして、学校運営、学校の様子を見て頂きながら学校運営にご意見を頂くという制度になっています。それから学校評価システムについては、これも法律なのですが、小中学校設置基準というのがありまして学校の自己評価、それから情報発信ということが謳われておりますので、それに基づきまして校内の学校運営に関する反省に基づいた改善に加えて、地域の方、保護者、それから子どもたちも含めて意見を頂きながら評価して学校の改善に資するというようなことを、各学校ごとに今取り組んでいるというそういう状況にあります。

委員長 はい、ありがとうございます。そのほかはございますか。事務局の方から。
事務局（課長） 特にございません。

委員長 今回は10月23日1時から、場所はWESTになるようでございます。それでは以上で第6回検討委員会を終わります。お疲れ様でした。